

平成 28 年

# 富岡町議会会議録

第14回定例会

12月13日開会～12月14日閉会

富岡町議会

## 平成28年第14回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 12月13日(火曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会 (午前10時00分)	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸報告	7
○請願の委員会付託	16
○議案の一括上程	16
○提案理由の説明及び一般町政報告	16
○一般質問	21
堀本典明君	21
渡辺高一君	29
遠藤一善君	39
早川恒久君	45
高野匠美君	55
○散会の宣告	65
散 会 (午後3時45分)	65

### 第2日 12月14日(水曜日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	70
○出席議員	70

○欠席議員 .....	7 0
○説明のため出席した者 .....	7 0
○事務局職員出席者 .....	7 1
開    議    （午前10時00分） .....	7 2
○開議の宣告 .....	7 2
○議事日程の報告 .....	7 2
○会議録署名議員の指名 .....	7 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	7 2
○委員会報告 .....	1 0 8
○動議の提出 .....	1 1 1
○閉会の宣告 .....	1 1 2
閉    会    （午後 2時17分） .....	1 1 2

第 1 4 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

# 平成28年第14回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成28年12月13日(火) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第115号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第120号 不動産の取得について
- 議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 1 3 0 号 工事請負契約の変更について

日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 1 2 号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 3 号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 5 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 6 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 7 号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 8 号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 9 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 1 2 0 号 不動産の取得について
- 議案第 1 2 1 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 1 3 0 号 工事請負契約の変更について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会報編集特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務常任委員会報告

6、産業復興常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第115号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第120号 不動産の取得について

議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第6号）

議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第124号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第125号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第126号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第127号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第128号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第129号 工事請負契約の変更について

議案第130号 工事請負契約の変更について

日程第6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第7 一般質問

---

○出席議員(13名)

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員(1名)

8番 宇佐神幸一君

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	小 林 元 一 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
統 括 出 張 所 長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
復 興 推 進 課 長 補 佐 兼 長	坂 本 隆 広 君
除 染 対 策 係 長	
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 任	藤 田 志 穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、8番、宇佐神幸一君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第14回富岡町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、原子力発電所等に関する特別委員会副委員長より発言を求められておりますので、許可します。

4番、堀本典明君。

[原子力発電所等に関する特別委員会副委員長(堀本典明君)登壇]

○原子力発電所等に関する特別委員会副委員長(堀本典明君) おはようございます。宇佐神委員長が体調不良により欠席しておりますので、私から報告をさせていただきます。

前回の原子力発電所等に関する特別委員会において、東京電力のたび重なる不祥事に対して抗議をすることとし、内容につきましては委員長、副委員長に一任をいただいたところでございます。この抗議の内容につきましては、議員の皆様へ抗議文の内容配付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

この抗議につきまして、昨日東京電力、廣瀬社長宛てに抗議文を作成し、郡山事務所におきまして東京電力復興本社、石崎代表に手交いたしましたので、ご報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月7日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、議会議事規則第122条に基づく議員の派遣報告について、文書をもってお手元に配付させていただきます、報告といたします。

また、陳情書1件を受理しております。この写しをあわせて配付しておりますので、ごらんいただ

きたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

10番 高野 泰 君

11番 黒澤 英 男 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から明日14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から明日14日までの2日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より報告いたします。

28監第17号、平成28年12月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成28年8月、9月、10月分、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。9月20日、10月20日、11月21日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙のとおりですので、朗読は省略いたします。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) おはようございます。報告第38号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 12月定例会の会期及び日程について、(3) その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③請願について、④陳情等について、⑤その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成28年12月7日午前9時10分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について、12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。諮問案件2件、条例の一部改正案件7件、認定案件1件、取得案件1件、補正予算案件8件、契約変更案件2件、合計21件。(2) 12月定例会の会期及び日程について、12月定例会の会期日程については、会期を12月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3) その他、①一般質問について、一般質問の通告5名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案のとおり決した。③請願について、「避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書」、紹介議員、山本育男、安藤正純。上記の請願書を審査した結果、総務常任委員会及び産業復興常任委員会の両常任委員会に付託し、合同で審査することに決した。④、陳情等について、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」、以上1件の陳情等について審査し、全議員に周知することに決した。⑤その他、なし。

以上です。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第39号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第188号の編集について、（2）その他。第4回、（1）とみおか議会だより第188号の最終校正について、（2）その他。

審査の経過は記載のとおりでございます。

3、審査の結果。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第188号の編集について。とみおか議会だより第188号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、とみおか診療所の今村諭医師に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第188号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、（1）とみおか議会だより第188号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。（2）その他、山形県川西町議会報編集委員会へ研修のための日程調整や調査事項の確認を行った。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を副委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君） おはようございます。報告第40号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年8月・9月・10月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

審査の経過は記載のとおりでございます。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、原発廃炉作業のための重要な設備を管理しているという認識の甘さを感じるので、廃炉作業に携わる職員全てがしっかりと危機管理意識を持つことと、万が一の事故が起こった際の二重、三重の安全対策を講じるようにとの要望が出された。3、その他、最近の東京電力（株）のたび重なる不祥事に対して、本特別委員会は東京電力ホールディングス（株）に正式な抗議文を手交することに決した。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会副委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、副委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会副委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第43号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書、本特別委員会は付託された事件について調査研修を実施したので、報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書、1、目的。先進自治体の編集手法を学ぶことで、議会だよりの編集技能を高め、議会に対する町民の理解と関心を深め、議会報編集に寄与するため、視察研修を実施した。

2、研修相手先等。研修相手先、山形県川西町議会広報広聴常任委員会。場所は、山形県川西町役場。日時は平成28年10月24日月曜日であります。

参加者は記載のとおりでございます。

4、研修の概要。「議会だよりの編集方法と紙面レイアウトの工夫点などについて」。

5、所見。議会報のさらなる充実を求め、平成27年度第30回広報コンクール最優秀賞を受賞された、山形県川西町議会広報広聴常任委員会のご協力を頂き、研修を実施した。

川西町の議会報は「町民参加の拡大」と「政策提言の具現化」という明確な理念のもと、様々な工夫とアイデアが紙面に随所に盛り込まれている。

まずは議会報モニター及びアドバイザー制度の導入である。町民に「議会広報モニター」「議会広報アドバイザー」を委嘱し、表紙やレイアウト、文章表現の仕方などについて意見をもらっている。これは、議会報に対する町民の意見が紙面構成の改善にもつながるのはもちろん、ひいては町民が議会に関心をもつことにつながっている。

また、政策提言の評価はすばらしい企画である。議員が提言した政策を1年後に追跡調査をし、5段階で評価する。町民にとって、議員が提言した政策が町政にどのように反映されているのかを確認するのは意外と難しい。それを議員自らが調査し、評価することで、町民にわかりやすく伝えている。

「町民に読んでもらえる議会だよりの」を目指す私たちにとって、川西町議会広報広聴常任委員会が取り組む町民を巻き込む紙面づくりや、訴求力のある企画構成は大変参考になった。また、最終校正には印刷所に直接赴いて、製本に立ち会うという編集委員の熱意には頭が下がる思いである。今後も今回の研修で学んだことを生かし、町民の目線に立ったわかりやすい議会報の編集に努めていきたい

と考える。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、原子力発電所等に関する特別委員会において、第10回全国原子力発電所立地議会サミットに参加しておりますので、副委員長より報告を求めます。

4番、堀本典明君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君） 報告第44号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。調査研修報告書、本特別委員会は所管に関する事項について調査研修を実施したので、報告いたします。

原子力発電所等に関する特別委員会調査研修報告書、1、目的。国策に基づき、原子力発電所や関連施設が立地し、あるいは、立地を計画してきた自治体においては、国のエネルギー政策に一定の理解を示しつつも、これからの我が国の原子力政策の目指す方向性や核燃料サイクルの取り組み、安全・安心と信頼の確保等、多くの課題を抱え、数多くの議論が展開されてきたところであるが、東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力発電に対する新たな議論が巻き起こっている。

本特別委員会は、原子力発電所や原子力関連施設等の立地市町村議会においては、議員それぞれが、原子力発電所に対する賛否の違いはあるものの、住民の代表として、住民の声を反映すべく国や自治体、事業者に対して率直な意見を述べ、また、新たな提言や要望を行うことは、まさに議員としての大きな使命であると考え。よって、第10回全国原子力発電所立地議会サミットに参加し、議員同士が、原子力発電等の課題について議論し、また、各立地地域における固有の問題等について情報交換を行うことにより、住民の安全・安心の確保と地域振興に資することを目的として実施した。

2、研修日程。平成28年11月10日木曜日、11日金曜日の2日間。

3番、4番については記載のとおりでございますので、お読み取りください。

6番、所見。福島第一原子力発電所事故により原子力発電への安全性が失墜し、現在も多くの人々が避難生活を強いられている中開催された第10回全国原子力発電所立地議会サミットは、「日本におけるこれからの原子力政策のあり方～原子力発電を将来世代にどう引き継ぐか～」をメインテーマとし、「福島原発事故の与えた自治体への影響と再生に向けての課題」「原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題」「今後の原子力政策の方向性と次世代エネルギー政策の課題」「核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」「原子力発電所の廃炉計画と立地自治体の地域振興」の5分科会に分かれ、原子力を主としたエネルギー政策に関する議論を深めた。

各自治体から集まった立場や意見の異なった議員同士が、住民の安全・安心の確保、生活の安定向上、地域振興などに関して、それぞれの地域に存在する諸課題の情報共有化を図るとともに、意見交換を行い、地域住民の代表として積極的な議論を展開した。合意点、意見の一致をみない点、さまざまではあるが、これらの意見がまさに地域住民の率直な意見であり、この意見を対外的に発信してい

くことが本サミットの大きな意義であると感じる。

原子力発電所や関連施設が立地する自治体議員との意見交換で、特に強く印象づけられたことは、他地域の議員は原子力事故を凄惨なこととして受け止めつつも、発災から5年8カ月が経過し、今なお収束していない事故が過去のものになりつつあること。また、原発立地市町村においては国の交付金に頼らざるを得ない自治体もあり、安全性を確保した上での再稼働を強く願う自治体があることである。

国は長期エネルギーの需要見通しについて、「2030年度における電源構成に占める原子力の割合を20～22%」と定めている。しかし、原子力発電所が絶対に安全と言えなくなった今、国はその責任において、安全性の確保に着実に取り組むよう強く求める。また、高経年化対策や使用済核燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理・処分、核燃料リサイクルなどをはじめとした諸課題についても、しっかりとしたビジョンを国民に示す必要があると考える。

私たちは、科学の粋を集めた原子力発電の技術を国として後世にどう引き継いでいくのか、また立地地域の貢献が報われるようなエネルギー社会をどう実現していくのかを注視し、方向性を正していくことが、原発立地自治体の議員としての使命であると考えます。

以上、原子力発電所等に関する特別委員会の調査研修所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、各常任委員会において行政調査が実施されておりますので、結果報告について委員長より報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長より報告を求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第45号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。視察研修報告書、本委員会は、所管に関する事項について視察研修を実施したので、報告いたします。

総務常任委員会行政視察研修報告書。1、当町は平成29年4月の避難指示解除を目指して、インフラ整備や除染作業を進めているが、帰還する町民は高齢者が多くなると予想される。そういった環境の中で生活するためには、行政や病院、地域の自治会などが連携した福祉・医療体制を構築する必要があると考える。

また、現在、他町の施設を学校として使用し、運営を行っているが、今後帰還に向けて、既存の学校の廃校や町内での学校の再開を考える時期にきている。その中で、学校に通う児童の心のケアが一番の課題であると考えます。

そこで、石巻市が目指す地域包括ケアシステムの概要と取り組んでいる中での課題、学校の統廃合に伴う児童の心のケア対策について話を聞き、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成28年11月15日火曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成28年11月15日火曜日午後2時から午後4時、場所、石巻市役所議会第1、第2委員会室、内容、①、地域包括ケアシステムの取り組み状況について、②、学校の統廃合に伴う課題と児童の心のケア対策について。

4、参加者10名は以下記載のとおりでございますので、ご参照ください。

5、所見。石巻市における地域包括システムは、震災によるコミュニティの変化（地縁関係により成立していた個人の社会的役割の低下）や閉じこもりに起因する身体機能の低下、認知症等を改善させることを導入目的としている。今後町内で新たなコミュニティを形成し、いかに新たな地域の人と関わりをもってもらうかを課題とする当町にとって、その手法と事業を進めていく上で考慮すべき点は大変参考になった。

医療・介護・行政・自治会等がそれぞれ独立した体制では、現在の高齢者の割合が多い地域コミュニティは支えることができない。医療や介護などの専門的な知識をもったスタッフを適正に確保し、それらにはそういった多職種の連携に長じた人材をいかに育成できるかが、地域コミュニティをうまく機能させるための鍵になると考える。まさに石巻市の目指す多職種連携による地域コミュニティの形成は先進的な取り組みであり、今後当町でもこのような多角的な連携を意識したまちづくりが必要である。

さらに、教育については、震災により学校校舎が受けた甚大な被害状況とそこで学ぶ児童の心のケア対策について話を聞いた。実際に今でも、避難訓練時のサイレンの音で体の動かなくなってしまう児童やプールに入れられない児童がいるという。児童が心に受けたトラウマはそれぞれであり、何がきっかけで発現するかわからない。画一的な対応ではなく、専門的な知識を持ったカウンセラーを含めた周りの大人たちが、児童ひとりひとりの心に寄り添ったきめ細かな対応が必要であると考えている。

当町でも今後の学校運営のあり方はとても重要な課題となる。そこには財政的な問題や人力的な問題など、様々な課題があると思われるが、最優先に考えるべきは、そこで学ぶ児童によりよい教育環境を提供することであるという信念はぶれずに、今後学校再開について議論していきたいと考える。

以上、総務常任委員会行政視察研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、産業復興常任委員長より報告を求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告46号、平成28年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。視察研修報告書、本委員会は、所管に関する事項について視察研修を実施したので、報告いたします。

産業復興常任委員会行政視察研修報告書。1、目的。当町は平成29年4月の避難指示解除を目指して、インフラ整備を進めているが、帰還する町民は震災前の1割ほどになることが予想される。現在、

復興公営住宅をはじめ、商業施設や診療所等の生活に必要な施設を復興拠点に集中的に整備しているが、今後、限られた財源の中で、無駄のないコンパクトなまちづくりは避けて通れない喫緊の課題である。

また、津波により流された駅舎移転の協議がまとまったことにより、平成29年末のJR開通に合わせて、駅舎及び駅前空間を魅力的なものに再構築することはにぎわいを取り戻す意味でも重要な要素となる。

そこで、女川町が取り組むコンパクトなまちづくりや駅周辺の空間づくりについて、その手法と事業を進めていく中での課題などを聞き、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成28年11月16日水曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成28年11月16日水曜日午前9時から午前11時、場所、女川町まちなか交流館、内容、①、コンパクトなまちづくりについて、②、駅周辺の空間づくりについて。

4、参加者9名、記載のとおりです。

5の所見。女川町のまちづくりは民間主導・公民連携である。震災後、地元の事業者が中心となり、わずか9日後に復興準備委員会を立ち上げた。そして「女川の町は俺たちが守る」の旗印のもと、1ヶ月後には女川町復興連絡協議会を発足させた。そして、行政はその活動をうまくサポートしている。

どちらが主役ということではなく、公と民が同じビジョンに向けて、チームとしてそれぞれが果たすべき、得意な役割を担うまちづくりの進め方は、まさに理想であり、町全体に大きな勢いを生んでいると感じた。こうした体制の中で、コンパクトで利便性の高い中心市街地の復興はまだまだこれからだ謙遜しておられたが、とても住みやすいまちになることを十分に予感させるものだった。

駅前の空間づくりについても同じことが言える。駅からまっすぐに伸びる通りの先に元旦の初日の出が見えるようなつくりであるとか、通りに隣接する店舗の色、形に一体感を持たせるつくりであるとか、明確なコンセプトを公と民がしっかりと共有し、町全体で良いまちづくりをしていこうという意識が町並みから感じられた。また、駅前商業エリアについては、民間まちづくり会社が事業計画をたて、テナントを募集し、町への財政支援の要望から生産加工品等のブランド化・販路拡大の支援まで、多角的な街区運営に携わっているという点も大変興味深かった。

今後、当町でも富岡駅前から曲田地区までのまちづくりをどうするかというのは、とても大きな課題となる。行政だけではうまくいかないこともあるし、民間にばかり頼ることもできない。女川町のように、公と民が連携してまちづくりを進めていける体制を築けるように議会として尽力していきたいと考える。

以上、産業復興常任委員会行政視察研修所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○請願の委員会付託

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、請願の委員会付託を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書については、去る12月7日の議会運営委員会において審議をしていただきましたが、請願書の内容が総務常任委員会及び産業復興常任委員会双方の所管に属すると判断されることから、総務常任委員会及び産業復興常任委員会それぞれの委員会に付託し、合同で審査をしていただくことにいたします。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成28年度第14回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議員の皆様ご承知のとおり、現在町は来年4月の帰還開始を目指し、帰還後の生活に必要な不可欠なインフラ整備や避難生活を継続する中で想定される支援策など、さまざまな事業を精力的に進めております。10月1日の町立とみおか診療所の開設や11月25日のさくらモールとみおかの先行オープンなど主要施設が相次いで形になりましたほか、災害公営住宅第1期分の入居申し込みの受け付けも開始され、近く入居予定者を決定する抽せん会を開催する運びとなっており、また第2期分につきまして

も100戸程度の設置が決定しており、復興拠点として位置づけた曲田、岡内地区の整備も計画どおり進捗しております。加えて、県立の第2次救急医療機関ふたば医療センター（仮称）の玉塚地区への設置決定や来年4月からのいわき富岡間及び復興拠点内循環のバス運行に係る新常磐交通株式会社との協定の締結、人と町とのつながりアクションプランの策定など、また夏に国より示された帰還困難区域の再生の方向性なども踏まえ、我が町の復興が着実に進んでいることを改めて実感しているところであります。このような中、11月に実施した町政懇談会におきましては、出席された町民の皆様より町の復旧復興のほか、帰還開始を見据えたさまざまなご意見を頂戴したところであります。いただいたご意見などを踏まえ、国などに対し町の実情や考え方をしっかりと伝えてまいり考える考えであります。昨年度より進めております役場機能回復工事につきましては、順調に進捗しており、2月中にはおおむね完了する見通しとなっております。また、既に準備宿泊も開始となり、町立診療所や複合商業施設のみならず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアの再開、新設、富岡駅前のホテル建設を初めとする民間活力による動きも活発になってまいりました。こうした状況を踏まえ、来年4月の帰還開始目標を見据えつつ、来年3月末までには役場の全ての機能を町内にて再開してまいりますとともに、3月定例議会につきましても役場本庁舎議場での開催とし、招集させていただく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

富岡町にとって、本格復興の正念場はこれからも続きます。私としましても、町民の皆様のふるさと再生の願いを大切にしながら、その歩みをこれまで以上に確かなものとすべく、今後とも各種事業などに引き続き全力で取り組んでまいり覚悟であります。議員の皆様におかれましても、さらなるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、9月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、町内における役場機能の再開についてご報告いたします。冒頭でもご報告いたしましたとおり来年3月中には町内での役場業務を本格再開することとし、本定例会に関連補正予算案並びに4月以降の役場組織体制に係る関連条例の一部改正案を上程しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、町政懇談会についてご報告いたします。11月5日、12日及び13日に実施いたしました本年度第2回目の町政懇談会につきましては、県内外3会場で計5回開催し、延べ194人の町民の皆様にご参加いただきました。さまざまなご意見、ご質問などをいただきましたので、今後の町政運営にできる限り反映させてまいり考える考えであります。

次に、表彰式及び賀詞交換会についてご報告いたします。今年度の富岡町表彰式及び賀詞交換会につきましては、来年1月20日午前10時より、昨年と同様いわき市内のパレスいわやにて開催を予定しております。議員の皆様におかれましては、別途ご案内申し上げますので、ご参加くださるようお願い申し上げます。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰町計画に基づく町内生活環境の現状評価

についてご報告いたします。第2回目の現状評価につきましては、10月21日に帰町検討委員会より提出を受けましたその後町政懇談会などを通じてお知らせをしながら、町の状況につきまして町民の皆様との共有を図ったところであります。今年度の最終まとめとなる第3回目の現状評価につきましては、来年1月下旬には取りまとめる予定であるほか、事前度以降も継続して町内環境の現状評価をしていくこともあわせてご報告いたします。

次に、災害公営住宅の整備についてご報告いたします。第1期分50戸の戸建て住宅につきましては、整備工事が順調に進捗し、来年3月末までの完成見通しが確認される状況となったことから、本定例会に住宅及び関連施設の取得に係る議案を上程しております。また、第2期分100戸の災害公営住宅につきましては、10月に買い取り先事業者を決定し、来年1月には集合住宅86戸分の起工式を予定するなど町内の住環境整備に向け、各種準備を進めております。

次に、第2次復興計画の実施計画についてご報告いたします。これまで第2次復興計画の実施計画として、復興拠点整備、保健、福祉、人と町とのつながりのアクションプランを策定しており、現在は帰還困難区域の再生や富岡駅前のにぎわい再生に向けた計画の検討に着手しております。両者とも今年度内にその方向性をお示しし、来年度以降具体的な内容の検討を進めながら地域の再生、復興に取り組んでまいり考える考えでありますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。復興拠点の交通のかなめとなるJR富岡駅前交通広場と接道する曲田都市区画街路1号線及びJRをまたぐ橋梁の上下部工事につきましては、今年5月より工事を進めておりますが、このうち駅前交通広場と橋梁下部工事につきましては工事内容の変更に伴う工期延長に係る議案を今定例会に上程いたしております。今後も工事の竣工を目指し、魅力ある富岡駅前地区の整備を進めてまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。本年1月より運用を開始いたしましたコンビニ交付サービスにつきましては、震災後やむを得ない事情により転出を選択した町民に対する支援の強化を図るため、本籍地が富岡町であれば、転出していても富岡町の戸籍謄本、抄本が取得できる機能を来年3月下旬より追加してまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、町立診療所についてご報告いたします。町民が安心して生活できるために整備を進めてまいりました町立とみおか診療所につきましては、9月28日に開所式及び内覧会を実施し、10月1日より週3回の診療を開始いたしました。診察初日から準備宿泊者や復興関連事業者が診察に訪れるなど町民のみならず、多くの皆様の安心、安全の確保に寄与しているところであります。

次に、戦没者追悼式についてご報告いたします。当式典は、11月2日にいわき市で開催し、議員各位を初め40名の遺族の出席のもと、町内246柱の戦没者を追悼し、そのご冥福と恒久平和を祈念したところであります。

次に、放射線被曝線量管理業務についてご報告いたします。11月より町が貸し出ししている個人積

算線量計Dーシャトルの回収を実施し、電池交換、更生後に順次発送するとともに、返却された線量計から1年間のデータを読み取り、総積算線量、月別積算線量などをわかりやすくグラフ化して12月より報告書として個人に送付いたします。報告書に関しての相談につきましては、富岡交流サロンで毎月開催している放射線に関する相談窓口において、長崎大学の先生より専門的観点からわかりやすく説明をいただけることとしております。なお、報告書は大切な被曝線量の記録となりますので、以前に配付した健康手帳に保管し、健康管理に役立てていただきたいと考えております。

次に、福島県が建設、運営するふたば医療センター（仮称）の富岡町内への整備についてご報告いたします。ご存じのとおり年中無休で入院機能を持った当医療施設は、富岡町のみならず、双葉地域にとって安全、安心の確保、原発事故からの復旧復興、雇用の確保と地域経済の活性化という3つの安心を医療の面から支える待望の重要施設であります。平成30年4月開院に向け、本定例会におきまして土地購入費と継続費設定による造成工事費を補正計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、産業振興課の業務について申し上げます。まず、複合商業施設整備についてご報告いたします。当該施設につきましては、名称をさくらモールとみおかに決定し、先月25日に多くのご来賓ご臨席のもと、盛況にオープンを迎えることができました。議員の皆様にはこのオープンに至るまでの間、たび重なるご審議をいただきましたことに、この場をおかりしまして御礼申し上げます。今後はヨークベニマル、ツルハドラッグの店舗や貸し事務所部の改修工事及び店舗什器備品の発注準備を進めるなど来春のグラウンドオープンに向け、引き続き準備を進めてまいります。なお、今定例会の補正予算において、指定管理者導入支援などを初めとする開店準備のための補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、太陽光発電事業についてご報告いたします。事業を予定している町内3地区においては、全ての地区において工事に着手しており、先行している大石原、下千里地区では来年冬から運転が開始され、さらに平成30年の春ころまでには全ての発電施設が稼働する計画となっております。

次に、公共交通の環境整備についてご報告いたします。平成29年4月からの運行開始を目指すいわき富岡間を結ぶ町内復興拠点を巡回する路線バスの運行開始については、去る10月26日、本町と新常磐交通株式会社間において、運行開始に向けた実務協定を締結したところであります。今後は国の路線認可がおり次第運用形態の詳細につき、事業者と協議を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策についてご報告いたします。現在鳥獣の目撃や被害の状況が依然として数多く寄せられておりますことから、帰還開始目標に向け、さらなる鳥獣対策の強化を図るため、新たに箱わなを整備するための購入費と捕獲活動を行う捕獲隊の支援について関係予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。また、捕獲後仮処分として町有地に一時埋却中の鳥獣については、関係機関との協議の結果、帰還困難区域で捕獲されたものを除き、処分方策が確立し、早ければ今月中にも焼却施設へ運搬する予定であります。あわせて、各畜産農業者の皆さんの私有地

に一時埋却された牛につきましても、帰還困難区域を除き、環境省において年内にも焼却処分を開始、年度内の完了を目指すということが決定し、11月29日に地権者の皆様への説明会を開催しておりますことをご報告いたします。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。下水道関連の災害復旧につきましては、農業集落排水の小長ヶ浜地区において、帰還困難区域の一部を含め、汚水管渠の復旧が完了しており、10月1日から上下水道が使用再開可能となっております。また、道路の災害復旧につきましても帰還困難区域などを除く37カ所全ての工事を発注しており、年内中に工事完了予定です。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、除染についてご報告いたします。現在局所的に線量の高い箇所などのフォローアップ除染が進められております。町では来年春の帰還開始に向け、町内全域のさらなる空間線量率の低減が最重要課題であると考えておりますので、除染手法や範囲をしっかりと確認するとともに、詳細なモニタリングによる町内空間線量率の把握に努め、町民が安心して帰還できる環境づくりを進めてまいります。また、当町の観光拠点である夜の森地区の除染が8月下旬から開始されており、先行して行われている居住制限区域と隣接するエリアの除染についてはおおむね完了しております。桜並木沿線を中心とした対象エリアにつきましては、関係者の事前調査が行われており、年明けより同意取得が開始されます。町では円滑に除染並びに解体手続が進められるよう職員が現地確認の立ち会いに同行し、町民からのご要望をお伺いしております。

次に、除染検証委員会についてご報告いたします。10月4日に第9回検証委員会が開催され、町に対してこれまでの検証結果を取りまとめた報告書が提出されました。町では報告書の内容に基づき、町内放射線量の低減に向けて、国に対し継続した要望を行ってまいります。

次に、町内住環境回復支援事業についてご報告いたします。町内での住宅再建を支援するため、町では住宅清掃費の補助事業、敷地内の害虫駆除事業などを整備し、9月より町民からの申し込み受け付けを開始しているところです。今後とも広報紙などを活用し、制度の周知徹底を図り、また町内環境の回復に向け、関係機関と連携し、各種事業に全力で取り組んでまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、準備宿泊の実施状況についてご報告いたします。避難指示が解除された後にふるさとでの生活が円滑に再開できるように、9月17日から帰還に向けた準備のための準備宿泊を開始いたしました。12月9日現在で120世帯243人の方が準備宿泊の登録をしております。

次に、町内に整備を進めている災害公営住宅第1期分50戸の募集結果についてご報告いたします。10月11日から11月25日の期間で募集を行ったところ、2LDK40戸に対して29件、3LDK10戸に対して16件の応募がありました。今月15日には入居者及び入居する住宅を決定する抽せん会を公開で行う予定です。なお、募集戸数に満たなかった住宅につきましては1月に予定しています第2期分に含めて募集を行います。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、ふくしま駅伝についてご報告いたしま

す。去る11月20日に行われた第28回市町村対抗福島県縦断駅伝競走において、富岡チームはコース沿道で声援を送る町民の皆様のご力強い応援の後押しを受け、無事完走を果たすことができました。結果は総合31位、町の部12位となりましたが、中高生を中心とした若い力とベテランの選手が力を合わせ、1本のたすきに夢と希望を込めて懸命につなぐ姿勢は町民の皆様へふるさと富岡への熱い思いをつないでいただいたと思っており、選手諸君の熱い走りに大いに感動したところであります。

次に、双葉地区教育構想ピクトリープログラムバトミントン部についてご報告いたします。世界に羽ばたく人材の育成を目的とした本構想は、ことしで11年目となりました。避難により十分とは言えない練習環境の中で、ことしも国内外の大会ですばらしい成績をおさめております。来年度も継続して生徒を募集するために、12月1日から来年1月4日まで出願の受け付けを行っており、1次、2次審査を経て、1月16日には合格者の発表を行う予定です。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。諮問案件2件、条例の一部改正案件7件、町道の認定案件1件、不動産の取得案件1件、平成28年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計8件、工事請負契約の変更案件2件、合計21件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜われますようお願いを申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） 11時25分まで休議いたします。

休 議 （午前11時11分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、4番、堀本典明君の登壇を許します。

4番、堀本典明君。

〔4番（堀本典明君）登壇〕

○4番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1番、帰還判断について。（1）、町では平成29年4月の帰還開始を目標に医療、商業施設、公営住宅を含むインフラ整備を計画的に進め、順調に進捗していると感じます。このことにつきまして、町長、副町長を先頭に、職員の皆様のご労苦に対しては心より感謝申し上げます。しかしながら、これまで役場機能を含む全町、全村避難指示の解除を行った近隣市町村においても、年度内での解除で

あり、富岡町が目指している4月の帰還開始については年度末、新年度への切りかえ時期でありまして、行政サービスが滞ることへの不安があります。帰還開始については新年度十分な移行期間を持ち、5月以降にすべきと考えておりますが、町の考え、現在の取り組み状況をお聞かせください。

2番、帰還開始後の防犯対策について。(1)、帰還後犯罪に巻き込まれることを不安に感じ、帰還を迷っている町民も少なくないと感じます。町では主要な道路へ防犯カメラを設置し、防犯に一定の効果を発揮していると思っておりますが、来春の帰還を迎えるに当たり、町民の安全、安心を高めるため、防犯効果の高い防犯カメラについて設置を希望する町民へ機器の貸し出し、設置の補助、業者の紹介等の考えはあるかお伺いします。

以上、2問につきましてご答弁お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、堀本典明議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、帰還判断について。(1)、町では平成29年4月の帰還開始を目標に医療、商業施設、公営住宅を含むインフラ整備に計画的に取り組み、順調に進捗していると感じる。しかしながら、4月の帰還開始については年度末、新年度への切りかえ時期であり、行政サービスが滞ることへの不安がある。帰還開始については新年度十分な移行期間を持ち、5月以降にすべきと考えるが、町の考え、取り組みを伺いたいについてお答えいたします。昨年6月に策定いたしました第2次復興計画では、早ければ来年4月の帰還開始を目標としてお示しし、ライフラインの復旧や復興拠点施設の整備などに力を注いでまいりました。昨年秋に役場、警察、消防機能の一部が再開し、町民交流サロンが開設。その後コンビニエンスストア2店舗のオープン、町立診療所の開所及び診療開始、さくらモール富岡の一部オープンなどがなされ、災害公営住宅150戸の整備や役場庁舎の修繕を進めるなど皆様のご協力のもと、職員一丸となって本町の再生の基礎を整える取り組みを着実に進めてまいりました。

このような中、来年2月末には役場庁舎の修繕並びに什器、備品の整備が完了し、町内での行政事務の本格的な再開ができる状態となりましたので、来年3月末までに段階的に再開させてまいりたいと計画いたし、まずは総務課、企画課、議会事務局などの部署の町内での再開を3月上旬に、住民課、健康福祉課、税務課及び教育総務課の町内での再開を3月下旬に予定しております。また、郡山事務所につきましては郡山支所と改め、いわき支所とともに住民票など各種証明書の手続や住宅、税金などについてご相談いただけるようにするなど避難生活を継続せざるを得ない町民の皆様の利便性や安心感を引き続き確保してまいりたいと考えております。議員ご指摘のとおり年度末から新年度にかけてはさまざまな相談、窓口業務が重複する期間であり、役場庁舎への引っ越し作業などが重なることで町民皆様に混乱を招くおそれも考えられます。このため、町内での再開に係る各種準備作業につきましては帰還開始の目標時期を十分見据えた上で、各部署において可能な事項から早期に着手し、

行政サービスの低下などで町民皆様のご迷惑とならないよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2、帰還後の防犯対策について。(1)、帰還後犯罪に巻き込まれることを不安に感じ、帰還を迷っている町民も少なくないと感じる。防犯効果の高い防犯カメラについて設置を希望する町民へ機器の貸し出し、設置補助、業者の紹介などの考えがあるか伺いたいについてお答えいたします。防犯対策につきましては、これまでも双葉警察署を初め関係機関の連携のもと、町内カメラ稼働継続や警察、消防団、警備会社のパトロールなど各種対策を講じているところですが、帰還開始後もさらなる対策を講じていくべきと考えております。議員ご質問の個人宅に設置する防犯カメラの設置補助につきましては、財源の確保などを確認しながら検討を進めてまいります。町といたしましては、これまでの対策に加え、新たにきめ細かな住民対応を行うため、訪問型の巡回パトロールを取り入れることを検討しております。訪問することにより居住者の観点から犯罪に結びつくような情報を取得し、それを未然に防ぐための対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、双葉警察署においても避難指示解除に合わせて本町に戻る方向で検討しているとのことから、より一層連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、以前から言っておりますが、帰町スタートから町の本当の復興のスタートだろうと感じております。その中でいたずらに解除時期を延ばす必要がないということが大前提にありまして、ただその中で町長の答弁にもありまして4月には機構変更や人事異動等もあって、ちょっと混乱することも考えておかなければいけないのだろうと感じます。その中でやっぱりどの程度のことを想定したシステムテストであるとか、システムのバックアップの状況であるとか、そういったことが十分対応可能なかどうか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり役場がその本体を移動するという自体まれなことでありまして、ましてやこの年度末の引っ越しというのは通常では考えられないことだと考えております。しかしながら、4月に向けての3月という目標を定めておりますので、町民の皆様に対するサービスの低下、それから役場事務自体の混乱、そういったことのないように各課とはこれから十分に協議をして進めてまいりたいと考えております。各課の対応につきましては、システム、そういった部分についてもそれぞれに既に検討に入っておりますので、十分に対応していけるものとは考えておりますが、それでもなお想定外の事態というのは発生すると思われまますので、柔軟に対応してまいりたいと、そのように考えて

ございます。例えばの話でございますが、3月の上旬に各課戻った時点で、やはりどうしても郡山でないと作業ができないというようなことも発生することも十分考えられますので、その辺も含めて柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） もちろんいろいろなテスト、その他をやりながら問題点を見つけていくということになろうかと思うのですが、ちょっと今こちらで、郡山事務所で動いているようなシステムと同じものが富岡の本庁に2つ体制でいけるのか、本当に1個、富岡にそのシステム自体も全部移動してしまって、そのバックアップ的なもの、何かあったときに切りかえができて、同じ仕事ができるのか、そういった体制が整えられるのかどうかというのを教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 現在郡山で動いておりますシステムにつきましては、回線を富岡のほうと結んで、その上で端末があればおおむね処理できるというような内容でございます。地震等に備えまして、システム自体もハウジングといたしますか、業者さんのほうにそのシステムを預けているというような状況もありますので、十分に対応可能と考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） システム的には郡山にある程度残しておいてというようなイメージでいいのかなと思いました。やっぱりお願いしているシステムのバックアップがあって、そちらでも対応できるというようなことで受け取りましたので、その点については安心な部分あるのかなと感じました。また、今回先ほど申し上げましたとおり役場機能を戻すということでもありますので、国や県を含め、またこれまで全町で避難指示解除を行った各町村からそういった行政サービスのトラブルであるとか、戻したときの問題点などというものは聞き取りとか情報の提供というのはあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答えいたします。

現在のところそういった情報提供といったものは、こちらからお伺いしておりませんので、提供というような形ではございませんが、3月引越しに備えまして、これまで避難指示を解除しておりますそういった自治体にも情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 解除の実際の自治体ではないにしても、国や県もいろいろと応援していると思いますので、そういったところからもどういった問題点があったかなかったかも含め、いろいろと情報をとっていただきながらといっても、なかなかもう期間も少なくなってきておりますので、ぜひ早急にそういった情報を集めて、そういうことがあれば対応できるような体制を整えていただきたいと思います。

それと、今話を聞いている中で、ちょっとまだ本庁舎も直っていない状況で、なかなか富岡でのそ

ういったシステムであるとかそういったところのテストはできかねるという状況なのだろうと思いますが、3月に戻りながらのそういうシミュレーションであるとかテストということになると思うのですが、それについて特に何とかなるというか、そういうイメージで進められているということなのですけれども、きちんとした計画というのは立てられている中でそういう富岡に戻ってからテストというか、そういった形にしても大丈夫というような、それら計画はきちんと立てられているかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） テスト、そのほか移行のための計画ということでございますが、現在のところまだ綿密な計画というものは立ててございません。これからになります、各課と十分に協議をし、計画を策定して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） もう何カ月もない状況の中で、まだ計画がないというのはなかなか厳しい部分あるのかなと思いますが、29年4月の帰還開始を目標ということで今まで努力されてきた中で、非常に今まで計画的にいろいろと準備を進めてこられたということがありましたので、ちょっと安心はしていたのですが、特に5月以降にすべきとうたってはおりますが、そこまで延ばす必要があるかどうかは別として、どうしても4月1日に業務再開ということを目標としなくてもいいのかなと。4月中旬まで、少し余裕を持ってやっていくのもいいのではないかなと。やはり町長の答弁にもありましたが、やっぱり行政サービスの低下というのは何のための避難指示解除になるのかというのがわからなくなってしまうと思うので、そのあたりはきちんと見据えていただいた中でぜひ帰還の判断というか、業務再開についても考えていただきたいと思うのですが、これは町長か副町長、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

まず、ちょっと冒頭考え方なのですけれども、我々執行部としましては引越しの表明は先日、きょうも話しましたが、3月ということでお話ししましたが、2年前から早ければ29年4月ということで、4月の帰還をするにはどういう工程でどういう準備をしたらいいかということでやってまいりました。そういう意味では役場機能の4月再開は、もう想定していた、準備をしていたということなので、今ご指摘ありましたように住民のサービスに重なることで若干混乱というか、懸念はないことはないのですけれども、万全を期すということに尽きると思いますので、何か今綿密な計画がないからどうかというような不安というのは、基本的に私は前からこうすることで、住民課とか健康福祉課とシステム系、あとはLANの関係とか、その辺は十分最低限の工程は踏んでやっておりますので、ご指摘のように先行自治体とかいろいろご意見お聞きしながら、今後とも万全を期してやりたいということでもあります。そういう意味で避難指示解除の関係なのですが、まず役場機能は避難指示解除の有

無にかかわらず、目標どおりやるというのが我々の今の現時点での考えなので、今この時点で何か役場の移行がなかなか難しいので、どうなるというような不安を持っているということではございませんので、その辺は誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。ですので、今基本役場が4月に戻ることに大きな懸念を持っているわけではありませんので、今予定どおりと言うとあれですけれども、工程の中で動いておりますので、つまり役場の機能が不安がない以上は避難指示解除を我々の目標を今変えるというような考え方はないと、来春の帰還開始を目指すというのは貫いて今のところもいっているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。ご指摘のとおり万全を期すということなので、きょうのご意見も踏まえて、これからシステム等々も含めてしっかり嚴重に準備を進めてまいりたいと思ひております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。副町長の答弁を聞いて、大きな計画の中できちんと進めていると。それは、わかってはいたのですが、さらに確認することができました。これから町で避難指示解除、帰還ということになりますと、今まで解除された地域よりも人口も多いですし、そういったところで費用的な負担はもちろんでありますが、ぜひ役場機能移行、業務が安定するまで国や県からさらなる人的支援などももらってやっていく必要があるのではないかなと思ひますが、そのあたりのお考えとか検討されているかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 人的支援の部分でございます。人的支援につきましては、職員につきましては退職者以上の採用というようなことで、職員の確保を図っているところではございますが、今回郡山に支所を設ける、そういったこともございますので、それでもなお職員の不足というのは否めないというような状況でございます。その上で国、あるいは県のほうに職員の派遣を依頼しておりますし、さらには官民合同チームなどでも専門家の派遣というようなこともございまして、そういったところにも、どういった専門家がいらっしゃるかといいところはわかりませんが、そういった要望もして職員の確保を図っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも答弁いたします。

避難指示解除であり、帰町開始というのは、この大きな災害の中での通過点の一つでありまして、ましてや富岡町は帰還困難区域を抱えております。仮に4月に帰町開始、解除になったとしても、復興への需要というか、仕事というのは膨大にあるわけでございます。ただ、やはり世の中風化というか、だんだん原発被災地に対する目というのは薄まってまいったような感じは私もしております。そうした意味で、例えば国、県いろいろ当たっておりますが、県に対してもその辺の他県、ほかの自治

体、あとは総務省等々への人的支援の要請というのは県も今一生懸命やっている。まさに、今通過点であるということ、あるいは帰還困難区域は政府方針が夏に示されたばかりでありますから、これからでございます。もっと言えば富岡町は駅前津波被災という、津波被災した駅は、新地はこの間オープン、全線開通しましたけれども、そういった区域も持っています。困難区域も持っています。しかも、困難区域の際というか、困難区域と接するという意味では他市町村よりは比較的線量が残念ながら高い厳然たる事実もあるわけでございます。そういった部分をしっかりと多くの方に伝えて、今私が申し上げるのは職員の応援ということです。応援体制の継続というのは強く県に対して求めていますし、県だけでは人材確保はできないので、福島県は福島県以外の自治体からの人的支援の要請というのはしっかりやっていると認識してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 今いろいろと質問させていただいて、もちろん100点というか、何もないということはないかもしれませんが、いろいろと準備を進めていただいて、万全を期していただくということで理解します。特に大きなトラブルがなければ4月というか、来春早々に解除となると思います。やはり住民に不要な心配とか労力をかけることのないように、これから十分な計画と、またそういった想定外のことが起きることがないようにいろんなことを想定していただきながら準備をして、これは避難指示の解除時期というのもこれから町長判断されると思いますが、そういったところも含めてぜひご検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご心配の点、重々町としても課題だということで、それを解決するために今鋭意努力をしているところでございます。今回3月の上旬には総務課、企画課、議会事務局のほか、今も当然富岡町で執務をしております拠点整備課、復旧課、復興推進課というこの3課も同じように庁舎に入りますから、これらの問題点というものが4月1日から改めて新年度を迎えるに当たって、先行して戻る間にそれらのものが全て解決できて、そして後半で戻ってこられる住民課、健康福祉課、これらについては、税務課もそうですが、どうしても住民とじかに接する部分が多いためですので、それらは最終的にぎりぎりまでこの郡山の地で対応していく。そして、4月に間に合うような状況、あるいは3月の下旬に戻って、いろいろな課題、問題というものを前に帰っている課からさまざまなものが聞き取りもできると思いますから、それらに対してはきっちりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。4月と決まったわけではありませんが、4月から業務は開始するということでございますので、ぜひ万全を期していただくことをお願いしておきます。

それでは、2つ目、帰還開始後の防犯対策について再質問をさせていただきます。私以前全協の際

に、国のほうにも同じ要望をしておりました。そのときというか、その後に個人の財産となるものに対してなかなか補助は難しいというような見解をいただきまして、ちょっとがっかりしたのですが、やはり町の復興には一人でも多く戻りたいと思っていただける人が安心して戻れる、そういった環境整備というのが非常に重要だろうと思います。先ほど町長の答弁の中でもちょっと積極的ないろいろ検討していただけるようなご回答いただいたのかなと思っておりまして、やっぱり国とは違うなど、町民目線だなと感じまして、ぜひそういったところは防犯カメラが本当に一番いいのかどうかというのも含めて検討していただきたいと思います。その中で先ほどのちょっと警察、消防のパトロールというのは、やっぱり動いている時間、若干あいてしまう時間帯もあるので、ちょっと不安もあったのですが、個人宅をパトロールの中で回ることを検討しているということで、非常にいいことだなと感じました。そのあたりもぜひやっていただきたいと思います。

あと、質問としましては防犯カメラは、多分個人宅で戻られるという方に限定せざるを得ないのかなと思うのですが、その中で財源も含めてなかなかやりますというような答弁は難しいと思うのですが、やれると言えないまでも、検討していい方向にいけるかどうか、もしそのあたり今の感触でお答えできるのであればお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

議員のご指摘のとおり帰還した町民の不安解消ということで、今現在財源の確保、あとは対象者等々を検討しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。震災前であつたら近所の皆さんなんかがいる中でそれなりの防犯効果はあつたのだらうと思いますが、やはり震災後はいろいろとコミュニティーも震災前とは大きく違ってくるわけでありますので、ぜひそういった、私は防犯効果の一番高いのは防犯カメラだろうと、犯罪の抑止に対しては。というふうを考えておりますので、その中で例えばカメラがなかなか難しいというような場合に今警備会社などでもホームセキュリティーを含め、監視カメラなんかも設置みたいなことも扱っていると思うのですが、そのあたり何か検討とか、警備会社さんとお話をしているとかということはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

先ほどの検討事項の中にもいろいろ警備会社のカメラ等がありますので、今現在各種のカメラ等々をいろいろなシステム的なものも含めて確認しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。本当に前向きにいろいろと検討していただいたなと感じました。ありがとうございます。ぜひここは町民の安全、安心のために検討を重ねていただきたいな

から、ぜひ前向きに進めていただきたいと。ぜひ来年度の予算に大きく盛り込んでいただけるようにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の防犯については、帰町していく、解除して町に戻るという観点では、1番はやはり線量の低減というものが第1位を占めるのだろうと。次は防犯ではないかなと考えています。そういう意味では今回それらを補完するために、訪問型の、帰った町民にこれはお願いしようかと考えているところですが、パトロールを、2人1組のパトロール隊を出して、そして帰っているお宅にちょっと寄ってどうですかという声かけ、あるいはそれらで先ほども答弁いたしました、防犯につながる芽というものを聞き取り、摘み取っていければと思います。

それから、防犯カメラ等については国の考え方、あるいは県の考え方と町がそう変わるものではありませんが、個人の財産を形成するために町の財源をそれに充てるというのはなかなか難しいところもあります。そういう中であっても、今回解除して帰還をされる方にとってはこの防犯というものが大変重要な課題でありますから、これらについてはいろんな方向で検討させていただきたいと思えます。1つ例にとれば、これがハロゲンのライトでも本当にそういうときにぱっとつけばびっくりするわけですから、そういうさまざまなホームセキュリティー、それからカメラというものは限られた分譲地で、四方が全て塀で囲われているようなところであれば塀の入り口につけておけば間に合うかもしれないませんが、どうしても富岡町の皆さんお住まいになっていたところ、かなり広い敷地で、それこそ塀ということではなくて、植え込みであったり、さまざまなものがありますから、玄関につけても後ろから侵入されたらということを考えれば、それらのものをさまざまな角度から検討して、いい方向で何とかできないか検討してまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 今回いろいろと答弁いただいて、安全、安心が重要だということ認識していただいて、いろんなことを検討していただくという言葉をいただきました。やはり町民に帰っていただけるような環境をつくっていくのは町だと思いますので、ぜひ前向きに検討いただきながら町民の安心の一つでもつながるような施策をやっていただきたいと思えますので、お願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時59分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続きまして、3番、渡辺高一君の登壇を許します。

3番、渡辺高一君。

〔3番（渡辺高一君）登壇〕

○3番（渡辺高一君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告のとおり一般質問させていただきます。

1、来年4月の避難指示解除に向けて。（1）、災害復興住宅の建設が進む中、現在の仮設住宅は集約が必要かと思われます。町としてはどのように考え、いつごろ実施していくのかお伺いします。

（2）、富岡町役場機能を移行することで今後の郡山事務所、いわき支所、三春出張所、大玉出張所のあり方をお伺いします。

2番、特定廃棄物管理型処分場の活用について。（1）、平成28年6月27日、県、富岡、楢葉両町及び環境省が管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書を締結しましたが、現在の進捗状況と今後どのように進められるのかお伺いします。

3番、仮設焼却施設の運営計画について。（1）、毛萱地区にある仮設焼却施設の運営計画に当たり、環境省と地権者との協議は大事ですが、町内の建物解体工事のおくれを考えると今後も施設の活用延期が想定されることから、町としての考えをお伺いします。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、渡辺高一議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、来年4月の避難指示解除に向けて。（1）、災害復興住宅の建設が進む中、現在の仮設住宅は集約が必要かと思われます。町としてはどのように考え、いつごろ実施していくのかお伺いしますにお答えいたします。福島県では公共仮設住宅の供与期間を平成30年3月末まで延長し、それ以降は避難指示解除の見通しや解除後の住居確保の状況などを見据えながら今後判断するとしていることから、現時点では集約先を決定するには至っておりません。一方で、議員ご指摘のとおり復興公営住宅への入居が進むなど、住宅再建による退去者が増加することにより入居者が少数となった仮設住宅では浄化槽などの共用設備の維持管理や増加した空き家の防犯、防火対策の面などで運営に支障が出るものが予想されます。したがって、このような仮設住宅の入居者には供与期間中であっても、入居者が比較的多いほかの仮設住宅へ移動していただく必要があると考えます。対象となる仮設住宅の入居者には移動に伴う負担をできり限り抑えられるよう丁寧な説明を行い、対応してまいる所存です。

一方、仮設住宅では供与開始から5年が経過したことで躯体設備の老朽化による不具合箇所の増加や入居者減少によるコミュニティーの衰退が懸念されることから、よりよい住環境で一日も早い住宅再建を果たしていただくことが重要であると考えております。このため、相談窓口を開設して、一人一人の個別の事情に細かく対応するなど住宅再建支援を行っているところです。町としては、今後と

も関係機関との連携強化を図りつつ丁寧に対応してまいります。

次に、(2)、富岡町役場機能を移行することで、今後の郡山事務所、いわき支所、三春出張所、大玉出張所のあり方をお伺いしますにお答えいたします。来年4月の帰還開始を目指す中、役場本庁機能につきましては町内において再開されることを考えており、本定例会に組織体制の変更のための条例改正案を上程したところであります。議員ご質問の各事務所、支所、出張所の今後につきましては、まず役場本庁機能の町内での再開に伴い、現在の郡山事務所につきましては郡山支所として、現地及びその周辺地区に避難している町民のサポートなどを引き続き行ってまいります。三春町、大玉村の両出張所につきましては、仮設住宅入居者の減少や行政機能の町内での本格再開などの諸事情を踏まえ、今年度末での廃止を予定しております。これまで両出張所が担ってきた業務は、引き続き郡山支所が担うこととし、支所内に健康管理係、住宅支援係を新設することといたしました。また、諸証明書発行などの窓口業務につきましても当面週2日程度の出張窓口を設け、町民の利便性の確保に努めてまいる考えであります。なお、いわき支所につきましても郡山支所同様、健康管理係、住宅支援係を新設し、これまで以上に町民の避難生活のサポートに努めてまいります。

次に、2、特定廃棄物管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用について。

(1)、平成28年6月27日、県、富岡、楡葉両町及び環境省が管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書を締結しましたが、現在の進捗状況と今後どのように進められるのかお伺いしますにお答えいたします。特定廃棄物の埋め立て処分事業につきましては、環境省と富岡町、楡葉町及び福島県の4者間でことし6月に安全確保のための協定を締結し、県と両町が国による事業の安全性について監視、確認を行っていくこととしております。現在準備工事として既存の廃棄物の上流から下流への埋め立て直し、管理事務所の新築工事、水質などのモニタリング調査などが行われております。今後につきましては、国への申し入れ事項の一つである輸送計画について、町、議会、地元への丁寧な説明を経て作成することとしております。町といたしましては、引き続き当該事業の安全、安心の確保について4者協定に基づき、責任を持って厳しく監視してまいる考えであります。

次に、3、仮設焼却施設の運営計画について。(1)、毛萱地区にある仮設焼却施設の運営計画に当たり、環境省と地権者との協議は大事ですが、町内の建物解体工事のおくれを考えると今後も施設の活用延期が想定されることから、町としての考えをお伺いしますにお答えいたします。仮設焼却施設につきましては、これまで平成30年3月までに解体、撤去されることとされておりましたが、さきに開催された全員協議会において、環境省より平成32年度まで延長する計画が示されたところであります。多重防御の観点からも現在施設周辺で進められている防災林や県道広野小高線の県事業を遅延させることなく、完了目標までに解体、撤去するとの内容であり、町といたしましても防災、減災施設整備事業などの早期完了が今後復興拠点整備を進める上でも、また町民の安全、安心の観点からも重要であると考えております。このことより平成32年度までにできる限り町内廃棄物の処理を進めることや施設撤去後の町内廃棄物処理が滞ることなく、引き続き国の責任のもと、確実に実施されるよう

強く求めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1の1です。現在仮設住宅に何人の人が住んで、またその一人一人がどういうふうな考えのもとに今仮設住宅にいて、今後どのように進路を考えているかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

まず、今現在仮設住宅は大玉地区、それから郡山地区、三春地区、いわき地区に合わせて12カ所にございます。建設戸数が1,665戸ですが、そのうち現在入居されているのが470戸で入居人数は788人、11月末現在の数字ですが、そのようになっております。現在の入居率は28.2%となっております。仮設住宅に入居されている方々につきまして、生活支援課といたしましては一日でも早くよりよい環境での住宅再建をしていただきたいという考えを持ってございます。そのために皆様方の今後のどのようなご希望があるのかということをお別訪問等もしくはアンケート等調査しながら行ってございます。今ほどのご質問でどのような考えの方がいらっしゃるのかということですが、1つといたしましては県が整備している県営の災害復興公営住宅の完成を待っている方、それから町にできる災害公営住宅を待っている方、それから自宅再建等、自宅を再建したいという方とか、いろいろな方がいらっしゃいます。ただ、中には今後どうしていいかわからないというような方も当然何人かはいらっしゃいますものですから、そのような方たちに対しては我々としてしっかりサポートしなければいけないと考えてございます。入居している方のお考えとしてはそのような分類で、我々今住宅再建のための支援を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 私のつかんでいる数字では、九百何人という方がまだ仮設住宅に住んでいるというようなデータもあるのですが、それと並行して今課長から答弁ありましたどうするかかわからないという方に、ぜひ方向づけとして町としてもいろんな知恵をおかししながら、30年3月まで待つのでなくて、何かいい方法を考えてアンケート調査などをしてもらって、なるべく町民の方が30年3月まで待たなくても、次の入居場所を決定できるような策をとっていただきたいのですけれども、そのところもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 今ほど申し上げました建設型の仮設住宅の入居者数でございますが、平成28年11月30日現在の数字でございます。470戸に788の方が入居されていると。仮設住宅につきましては、毎月といいますか、徐々に生活再建されて出ていく方が多いということで、かな

り減ってはきてございます。そういう形で議員のおっしゃった数字とちょっと違っているのかなと考えております。

それから、仮設住宅に入居されている方の住宅再建につきましては、やはり議員もおっしゃいましたとおり今後はまずは相談窓口を設置いたしまして、いろいろな相談に応じるという形で今後の住宅再建相談に対応してまいりたいと思います。特に今後どうしていいかわからないという方にはいろいろなメニューを提供しながら、一緒に寄り添うような形で再建を果たしていただくということで、アンケートなり戸別訪問なりを今後もやっていきたいと考えております。平成30年3月末の応急仮設住宅の供給期限、今のところの期限ですが、そこを待たずにいろいろ仮設住宅に入居されている方の住宅再建について今後とも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 済みません。1つお願いなのですが、現在住んでいる方の最終的に意見がまとまらない、方向性がわからないというときにはどこかに集約するという案は出ているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 仮設住宅の集約の件だと思いますが、まず仮設住宅の集約につきましては今ほど申し上げましたような住宅再建の支援を行って、できるだけ仮設住宅から恒久的な住宅に移っていただいた後、結果として人数が少なくなってきたところ等につきましては今ほどの町長からの答弁にありましたとおり維持管理とか、それから防犯等の面でいろいろ支障が出てくるということでございます。それにつきましては、具体的にはまだここだという決定はしてございませんが、今後集約を行う、比較的人数が多い仮設住宅に移っていただくような対策も今後は必要になってくるかと思えます。それに対しましては引っ越しの支援とか、それから引っ越しの費用の負担等に対する補助等その辺も支援を考えながら住宅の集約が必要になってくるかと考えてございます。具体的にはここだというのはまだ決定はしてございませんが、将来的にはそのように考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 仮設住宅に関してはそのように時間をかけないで、先に先にとということでぜひ進めていただきたいと思います。

次に、1の2として役場機能の件なのですが、先日全員協議会で大筋は聞きましたが、職員の負担を軽減する上でもバランスのよい配置を考えていただきたいというのが本音でございます。

それと、三春、大玉に関して、やっぱり今まであったものがなくなるというようなことは、非常に町民に不便をかけるのは避けられません。それで、先日ちょっと聞いたのですが、町として三春、大玉に関して何かいい施策として考えていることあればお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、お答え申し上げます。

まず、支所の件でございますが、郡山支所につきましては職員のバランスというようなこともございますが、おおむねいわきと同程度の人数を確保して支所業務に当たってまいりたいと考えております。

それから、三春、大玉の出張所でございますが、郡山支所でそれらの業務を担うということで、3月末をもって廃止というようなことはせんだつても申し上げたところでございます。この際に両地区に居住する町民の皆さんの利便性というものを確保していくために、出張窓口というものの開設を考えてございます。具体的に申し上げますと、頻度としては週2回程度、それから開設場所としましては復興住宅、または仮設住宅の集会場をお借りして開設、それから業務の内容としましては諸証明の申請の受け付け、それから次回渡しということになると思いますが、その交付、さらには相談業務というようなところで考えております。また、開設期間でございますが、現在のところ1年程度は開設してまいりたいと考えてございますが、利用状況によっては開設期間の前倒し、あるいは延長というようなことも自治会の皆さんとも相談、協議の上、判断してまいりたいというような考えでございます。これらの内容につきまして、さらに詳細に自治会長さんとも詰めまして、両地区の町民の皆様にお知らせしていきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ぜひそのような運営状況で、極力1年と言わず2年、3年と、役場の状況によって可能であれば、少しでも長い窓口業務に努めていただきたいなと思います。

それで、4月以降、富岡、いわき、郡山の職員配分が決まっているのでしたらお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 本定例会に組織の改正、改編につきましての案を提出させていただいております。ここで、本定例会で議決をいただきました後に人事面について検討していくということにございますが、いわき、郡山についておおむね現状維持というような人数、その他については富岡に戻るというようなことで計画をしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、郡山、現状維持ではないでしょう。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 大変失礼いたしました。いわきについては現状維持、それから郡山についてはいわき同程度ということで考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 組織については本定例会に関係条例を上程しております。人事配置作業は、一通り職員の事情というのをヒアリングしました。あとは何よりも町民の皆様へのサービス等々どの

ような配分ということであればいいのかというのは、今引き続き現在作業中でありますので、今総務課長申し上げたのはベースとして考えているのはそこで、今後そのいわき、郡山、あとは富岡、そのポリウム、配分と枠についてはこれからよく検討していきたいと考えています。

一方で、遠隔地の内示というのも考えておりますので、早目に職員の負担にならないように、勤務地、地域が変わる職員については内示を早めるという作業は同時に検討しておりますので、人事作業のその配分等の内容については、ここでは基本的な考え方の答弁にとどまらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ぜひ職員の配置、配分には、どうしても郡山ですと、ここから富岡までとなると職員の方の負担も大きいので、極力その辺を軽減するような考えのもと、人員配分もぜひよろしくお願いいたします。

次に、2の1に入りたいのですが、特定廃棄物管理型処分場、隣接する行政区2つが協定書を策定したと聞いているのですが、町のほうの確認は、それで間違いないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 締結しましたのは地元行政区ということで、毛萱行政区と太田行政区ということで、ともに臨時総会を開催しまして、太田行政区は10月28日、あと毛萱行政区は11月6日に環境省の安全協定書を締結したところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 恐れ入りますが、協定書の内容は町のほうでは確認したのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 協定の内容につきましては、町が国と締結した協定内容と準じる協定ということで確認しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ということは、町の協定と同じというようなことで、隣接する行政区の2つの協定書は町のほうでも内容確認はしているということですね。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

内容につきましては、協定する際に町も同行している形であります。先ほど申し上げたとおり町が国と締結した内容と同等であり、内容につきましては行政区が町の同行なくしても立入調査ができる

ことなどをうたっている内容でございました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 行政区2つが協定書策定した上で町も同行して、町と同じ内容ということですか。というのは、私の考えですと隣接する行政区2つが協定書を策定したとなっているのですが、やはり今までの旧エコテックと違って、今回は汚染廃棄物なのです。やっぱり町のほうでも町内全域を考えた上で、汚染水、あるいは大気中の放射線をやっぱり考慮しながら、内容も町のほうで協定書結ぶときにはきちっと精査した上でやっていただきたいなと思っているのですが、町のほうのこれに関して協定書結ぶというのはいつごろの予定でいるか。前に28年6月27日というようなことで、町は最終ということですか。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

事実関係の確認をさせていただきます。まず、この管理型処分場は苦渋の決断として、去年の12月に執行部として議会の皆様のご意見を聞いて受け入れというか、苦渋の決断をしたという経過があります。その後、まず協定なのですが、これ一番大事な話なので、4者協定を議員ご指摘のとおりことしの6月に締結しました。ですから、基本の町のスタンスというか、ベースは、この安全確保については国と2町と県のこの4者協定、6月に締結した4者協定で町としてのやるべきこと、安全、安心の確保、監視というものはこれで担保するというような基本であります。一方で、既存管理型処分場ありますから、以前にも地元行政区ということで太田、毛萱の行政区とは締結した経過がございましたので、これは国が、我々も申し入れたのですが、地元への丁寧な説明ということで、その説明をした上で、説明をして、了解したというようなことになろうかと思いますが、国と地元の協定書、これは2者協定になるわけです。これを先ほど課長が答弁したように10月と11月にそれぞれ締結しているということです。ですから、実はこの10月と11月の国と行政区とのそれぞれの締結の場面、あるいは事前の説明の際には私も役場として状況を確認するという意味で事前の説明だったり、その場におりました。そういった意味では内容を確認しております。ただ、一方でその内容について役場として、行政区と国との協定なので、町としてどうだこうだかというような立場ではございませんで、そこは国が丁寧に地元行政区に説明をしていただいて、締結した内容というのが今回締結された10月と11月の地元行政区と国の協定だということでございます。内容につきましては、当然中身も確認しておりますし、町としてこれはちょっとまずいのではないかというのであれば、それは当然意見は申しますが、基本的に4者協定をベースにもしていますし、特段この内容について地元行政区の皆様との意見交換の中では特に大きな課題は、最終的にはなかったと認識しておりますので、その結果が10月、11月のそれぞれの協定の締結に至ったと理解しておりますので、その旨ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 協定書の内容は、町民のほうにはお示しになれるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 公表についてお答えします。

これは、先ほど副町長申したとおり環境省と行政区との協定でございまして、公表につきましては今後環境省と行政区と相談してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ぜひそういう機会があれば、町民の方にもお示しをお願いします。

次に、3番の仮設焼却に行きたいのですけれども、先日環境省より説明がありまして、29年3月から1年数カ月の延長を考えていますというような話の内容なのですけれども、やはり今解体工事がすごく件数もふえてきて、正直なところ環境省が工事のほう間に合うのかなというのが心配なのですけれども、町のほうでは環境省の説明をどういうふうに捉えているのか、期間内に終わるといような考えで町のほうは捉えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、さきの全員協議会で29年3月までの契約について延長するというところで国の方針が示されておりまして、議員よりご質問ありましたが、現在町のほうでは解体、また除染もやっております。今回町としては、廃棄物については今後も継続して出てくるということは認識はしておりますが、現在津波浸水区域で計画をされている各種県の事業、そちらのほうがおくれるということも町の復興について困るということでもありますので、そこはしっかり今回国が計画した内容に基づいて、できるだけ早く町内の廃棄物を処理していただきまして、その後、解体後につきましても当然搬出が予定されますので、そちらはしっかりと国の責任のもとで、継続して町の廃棄物の処理を実行していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 先日環境省でも県の事業、防災林と32年内の施工完了には支障のないように焼却施設も完了しますというような話の内容なのですけれども、アクションプランの中では災害防災林は仮設焼却施設の有無というようなことで、また逆の内容なのです。焼却施設があるために、災害防災林はちょっとわからないですと。あるいは、先日の話だと県事業には間違いなく支障のないように、そこまで終わらせますというような話で、もうちょっと環境省が町に対して、やっぱり来年4月の帰還を目標に町当局も頑張っているのです、そういうところをきちっと環境省も町に逐一月例などやりながら、やっぱり進捗状況をきちっと報告してもらおうような体制づくりで、何とか町から環境省

のほうに訴えて、確実な解体処理をしているかどうかというようなことをもうちょっと突っ込んだ意見を出してもよろしいのではないのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） それにつきましては、今課長補佐からありましたとおりでございます、過日環境省の事務次官もお見えになったときに町長から今議員がおっしゃるように今後のことも考えて、とにかく32年ということが明示がされてはおりますが、解体及びそれらの施設の移動も含めて国としてしっかりとやってほしいということでの意見交換をさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） ちょっと質問の内容が飛んでしまったのですけれども、環境省からいつも説明があるので、今現在富岡町の解体総数、希望受け付け件数と今現在どの辺までいっているかというのわかればちょっとお答えください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） ただいまのお答えいたします。

現在こちら先日行いました委員会の資料の数字になりますが、解体の受け付け件数、11月15日現在の数字になりますが、1,621件となっております。前年度まで、27年度までに506件ほど解体が進んでおります。28年度の今年度の発注につきましては、827件の発注を行っているところであります。既に解体しているものが113件ということで、かなり残っているのですが、環境省の説明では今後グループの増設というか、人員を増設して解体を進めて、計画どおりに終わらせるということでお話いただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） 今聞いてのとおり受け付け件数、あるいは27年度までの解体件数、あるいは28年度の800件、完了が113件といったことで数字的にもかなり問題が起きているのです。私らも4月に解除目標でいるので、この件数で町内を解体業者が行ったり来たりするというような状況を考えますと、やはり交通の面でも拡散する放射能問題でも町民の方にいろいろ話が出るかと思うので、先ほど副町長が言ったように月例会と言わず、きちっとした環境省と今後話し合いを進める中で、順調に仕事が完了するような方向づけをぜひしてもらえるように、もう一度環境省にも町から強く訴えながら、この解体目標を達成できるようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、町として、何度も言うようですが、計画案をしっかりとお示しして、環境省ももちろん、復興庁ももちろん全ての部署にこれからの富岡町が積極的に計画案を示して、国、県に協力してもらえるような町づくりで、復興を一日も早くなし遂げたいという考えなものですから、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） ただいまの件についてお答えください。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件、十分町でも理解しております。と申しますのは、前回の全員協議会の中で環境省より説明をいただきましたが、町といたしましても今回津波浸水区域の一部を復興拠点と位置づけている関係から、これらの県工事、これを遅滞なく、県には県の実施計画の32年度まで完成させていただくということが大前提であります。そういう中でこれらの減容化施設がその法線上にあるということで、環境省には強く今まで申し入れをしてまいりました。そういうことで前回の全員協議会で環境省がこれらの県工事を遅延させることなく解体いたしますという話ですから、最終的に焼却物が多少残ったとしても、県工事に影響を及ぼさない範囲で解体するというようなことですので、焼却物については今後国でも検討して答えを持ってくるというようなことをあのときに約束しているわけですから、それらを議員もぜひご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君。

○3番（渡辺高一君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 3番、渡辺高一君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をいたします。

まず、第1であります。消防団活動についてであります。今年度の住民意向調査の速報版が10月に出たわけですが、帰還の意向というところを見ますと若い年代が非常に少なくなっております。こういうことを考えますと、今後富岡町内で活動できる消防団員というのは非常に減少していきだろろうということがあります。消防団活動というのは、当然予防消防が基本ではあります。やはりいざというときにある程度の人が集まらないと色々な意味で支障を来すということが考えられる状況下であります。そのような中で、今後の消防団組織の再編方針はどういうふうになっているのか。

②として、団員確保に向けて、団員派遣など町内企業との連携を強化していくという考えが必要ではないかということで、町の考え方はということの2問。

それから、大きな2番目としまして、町内居住者の確保対策についてということで、やはり背景は同じでありまして、町内帰還者が非常に少ないという中でやはり町の活性化を、そして復興のさらなる推進を進めていくためにはやはり居住者が必要だと考えます。そのような中で、①といたしまして福島県空き家・ふるさと復興支援事業というものがあるわけですが、この事業に対しまして町

独自でこの事業に補助金の上乗せを行い、さらなる町内の居住者確保に向けてはどうかということ。

そして、②といたしまして福島県安全安心耐震促進事業、これは耐震の診断の事業であります。震災前は富岡町でこれ行っていたわけですがけれども、これを改めて再開し、そしてそれと同時に福島県安心耐震サポート事業、これは耐震改修に対する事業なのですがけれども、それは富岡町では行っていなかったということで、新たにそういうことの実施を開始をしていくということで、富岡町での居住者を少しでも確保していくということを考えてはどうかということ、これらについての町の考えをお示してください。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、消防団活動について。（1）、今後富岡町内で活動できる消防団の減少により消防団活動に支障を来すと推測される状況下で、①、今後の消防団組織の再編方針は、②、団員確保に向け、団員派遣など町内企業との連携を強化すべきと考えるが、町の方針はについて、関連がありますので、一括でお答えいたします。

議員ご指摘のとおり現状において町内ですぐに活動できる消防団員につきましては限定的であると考えており、消防団の再編、再構築につきましてはその必要性を十分認識しているところであります。これまでも消防団と協議を進めてまいりましたが、当面の対応として現在の避難先及び帰町する消防団員による仮の班を編成、災害規模に応じた出動態勢を整えることとし、帰還した町民の安全、安心の確保に努めてまいる考えであります。さらに、現在の分団、班の統廃合につきましては、町民、消防団員の帰町動向などを十分見きわめながら再編成を行っていく考えであります。また、ご指摘の町内企業との連携につきましては、事業所の消防団活動への協力を表示する消防団協力事業所表示制度を推進し、より多くの方に参加いただくために、機能別分団制度を導入するなど企業からの協力を得ることを検討しております。

次に、2、町内居住者の確保対策について。（1）、町内での居住者確保に向け、①、福島県空き家・ふるさと復興支援事業に町独自の補助金の上乗せ事業を行うべきではについてお答えいたします。帰還開始後の町内居住については、何よりもその住宅確保が最優先であると認識しており、そのため町としては住宅を滅失した方に対する災害公営住宅の整備や個人住宅の環境回復を支援する住宅清掃費の補助や害虫駆除事業、既存助成金の案内などを積極的に進めるとともに、空き家・空き地バンクの実施に向けた準備や町内の民間賃貸住宅の事業再開に向けた課題対応など町民などが住宅を確保しやすい環境づくりに継続的に取り組んでいるところであります。県においても県内で暮らす方々の住まい確保をさまざまな観点から支援しており、福島県空き家・ふるさと復興支援事業もその一環として、東日本大震災や原子力災害で被災、避難されている方や県外から福島県内に移住される方が購入、

または貸借した県内の空き家を清掃、またはリフォームする費用の一部を補助しているものであります。町といたしましても、町民はもとより新たな住民も含めたさらなる居住環境の整備を進めることが富岡町発展のためには不可欠ではありますが、そのためには住宅確保に限らず、医療、商業、雇用、防犯、防災、教育、にぎわいなどなど安全、安心はもとより魅力的な暮らしの環境を総合的に整えていく必要があると考えております。限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、一つ一つの取り組みの効果を十分に見きわめて実施していく必要があります、議員ご指摘の上乗せ補助につきましても今後のニーズを十分に見きわめた上で、総合的な取り組みの一つの選択肢としてその可能性を研究していきたいと考えております。

次に、②、福島県安全耐震促進事業の再開、福島県安心耐震サポート事業の実施を開始すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。福島県安全耐震促進事業及び福島県安心耐震サポート事業は、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を進めるため、住宅の所有者が耐震診断及び耐震改修工事を実施する場合経費の一部を補助するものです。町といたしましては、町内住宅の耐震対策は極めて重要な課題であると認識しており、休止していた事業の再開を目指すとともに、次年度からは耐震改修への補助事業も新たに追加し、今後も住民の安心、安全のため、住宅の耐震化事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。

まず、消防団活動についてであります。消防団の組織の再編方針ということで、ただいま町長から当面限定的に仮班をつくるというような話がございましたが、この仮班というところをもうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

仮の班としましては、町内に帰還する消防団員、それといわき方部、さらに県中方部の避難先から駆けつける消防団ということで、災害規模に応じて出動することを今現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 消防団の現在人数が、震災前よりは消防団員そのものも人数が減っているかと思うのですが、大枠でよろしいのですが、富岡町内で活動できる消防団員って大体どのぐらいいるのかというのは把握していますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

まずは今年度4月の消防団員数は約260名でございました。協力できる消防団員は、今アンケートの結果は150名程度になっております。現在町内で活動する消防団員につきましては今集計中であり、調整中でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 調整中ということで、それに関しましてはぜひともなるべく多くの人が富岡町内で活動してほしいという気持ちはあるのですが、アンケート結果や現在定員300名の富岡町消防団であります、大体半分ぐらいということを考えますと、おのずと富岡町内での人が少なくなるということが危惧されるということではありますが、これに関しましては再編方針は帰還の状況を見てということで先ほど町長からありましたので、本当に帰還の状況を見なければ進まないということだと思いますので、再編方針は大きく富岡班、いわき班、県中班ということだということだということで、この件に関しましてはぜひとも富岡町の人をふやしていただきたいと思います。

そういう中で、この②の町内企業との連携ということなのですが、当然富岡町消防団は富岡町民でなければいけないということだと認識しておりますが、表示制度といいますと企業として実効的なメリットがなかなかないわけではありますが、ただ町内で何かあったときに人が集まるということは、活動するというのは非常に重要なことでありまして、ぜひとも町内企業との連携を強化することにつきまして、具体的に何か方策を考えていることがあればちょっとお聞かせ願います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

具体的には先ほど町長が申したとおり消防団事業所表示制度プラス機能別消防制度を取り入れて、具体的に申し上げますと機能別消防団員とは大規模災害時において企業の協力を得て、あと民間事業所の重機及び特殊車両の活用により倒壊家屋とか土砂崩れに伴う生き埋め被害者等の救出するための、そういう形の大規模災害対応団員ということで、そういう制度を今後検討していきたいと思えます。また、大規模災害において、宅配業者さんとか郵便局、あと新聞配達など情報収集能力を活用しまして、災害情報等を消防団に指示伝達、あとは避難住民の誘導を行う情報収集団員という形の機能別消防団員制度について今後検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の消防団協力事業表示制度ですが、これメリットないわけではないのです。経営審査今ありますよね。これらに加算点がいただけることにもなっておりますし、それからこの消防団協力事業表示制度を利用することは、どうしても火事場に出動をお願いしたいということではなくて、災害時の対応のために、これらは消防団活動の赤いはっぴとは別な観点からお願いをしていくというような考えがあります。

それから、機能別分団につきましても全くそのような観点でありまして、全てのものが火災現場、

あるいはそういう有事のときに出勤していただくということではなくて、災害とか、それから町では消防団員だけでは到底対応しかねるというようなものについて、今回の機能別分団制度導入によってご協力をいただける企業様であればこれらを活用してまいりたい。それ以上の大きな災害ということになれば、さまざまな国への要請とか県への要請というようなことであるわけですが、それらの前段のもので、何とか町の中で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。大変メリットがないなどというようなことを申し上げまして、申しわけございませんでした。いろいろとメリットがあるようなので、ぜひとも各企業に周知をしていただければと思います。

それから、同じ町内企業ということで、今までですと町内で事業を興して、町内の人がやっていた企業というイメージが非常に消防団の場合は強かったのですが、こういう状態になってきますと町内で事業所を開設して、事務所とか、いろんな人がいる、今復興に携わっているいろんな企業がいるわけですけれども、そういう中にも結構地元の人がいると思うのですが、そういう人たちに対しても、そういう地元で事業展開している企業に対しても、ぜひとも社員の中の富岡町民の方に消防団に入っただけでないかというような勧誘も必要ではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ご質問ありがとうございます。今検討している中では、議員ご指摘のとおり町内企業の社員の方に、具体的には会社訪問などして、会社及び社員の方に消防団活動についてご理解をいただきながら入団について呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひともよろしく願いいたします。消防団定年が60でございますので、やはり若い人にうまくいろんな形で継承していっていかないといけないので、若い方々にぜひとも入っただけのように企業訪問等、町だけではなく、当然消防団と一緒にということになるかと思うのですけれども、よろしく願いしたいということで1番目を終了いたします。

続いて、2番目の町内の居住者対策なのですけれども、空き家の話は先ほど町長の説明にもありましたとおり福島県が福島県内に人を少しでも住ませようということで始めているものでして、空き家をリフォームしたり、借りたり、買ったりしたときに最大で190万円の工事費の補助があるわけですけれども、上乘せは今後の選択肢の一つということで答弁があったわけですけれども、やはり急かというと、富岡町に住んでもらうという観点からしますと県の事業は必ず1年間そこに定住する必要がありますという補助対象者のものがありまして、やはり1年であっても、2年であってもそこに住

んでもらうということ。そういう観点からしますと、これは福島県の事業なので、なぜ上乘せ事業が必要かということは、やはりここにプラス富岡町に居住してもらおうということが加わってくることによって、富岡町内に住んでくれる人が少しでもふえていくのではないかと考えておるわけですが、その辺についてもう一度確認の回答をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） それでは、お答えいたします。

ただいまの質問ですが、県の補助事業に上乘せということをやってはどうかということですが、答弁のほうにも書いてあるのですが、まず町として災害公営住宅の整備とか、自宅に戻りたい方については清掃の補助、害虫駆除といった住環境回復事業を現在行っているところです。来年帰還した後に、まずは医療、商業、教育、雇用といったものを総合的にそういうところの施策を進めてから、本当に住んでみたいというような町をまずつくってから補助事業の上乗せとか、そういうものについては考えていくべきなのかなと考えています。県内でもいろいろとやはり若者に定住してもらおうとかということで、子育て世帯に限定した住宅取得時の補助事業とかいろいろとやっておりますので、そういうところを幅広くちょっと勉強させていただいて、富岡町に合った補助事業というのはどういうものなのかというのを今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当面ということではなくて、将来に向けて考えていかなければいけないということで、補助事業はなかなか一長一短、やろうと思ったから、すぐできるというものではないと認識しておりますので、ぜひともそういうことを頭の中に入れていながら進めていただきたいと思います。

それから、②の耐震診断の再開と耐震改修は来年度実施する方向で考えているというようなことで、これに関してはぜひとも来年度お願ひしたいと思っております。そういう結局安心な住宅をきちっと確保しておいて、住むという人をやっぱりふやしていくと。当然災害公営住宅を町でも整備しておくわけですが、やはりそれは町民向けという感じがします。それから、県も自宅向けと賃貸借向けということで事業をしているわけですが、やはり災害公営住宅、4月と来年に向けて進めていくのは当然なのですが、やはり人数をふやしていこうと思ったときにはそれだけでは足りないと感じております。民間の家の活用も非常に重要になってくるのかなと思っております。そういうことを考えますと、これは来年度ということよりは来年1年間かけて、じっくりちょっと検討していただきたいと思います。ですが、こういう今わざとというか、今出たものは全部福島県という名のもとのものなのですが、やはり自宅と自宅ではないものというものを区別するのは通常の状態ではいいと思うのですが、これから富岡町のことを考えるとこれを合体したような富岡町の住宅の支援事業というのを考えていって、少しでも富岡町民として富岡に居住してくれる人をふやしていくという施策も必要なのではないかなと思うのですが、そういう考え方についてはどうでしょうかということで、町長、もし考えがありましたらご答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のこと、十分理解しています。ただ、県のこの事業につきましては富岡町に余りなじまないのかなと。これを今なじまないのかなと言った裏を返せば、当然富岡にお住まいの方、富岡の我が家を直したいと。この県の福島県空き家ふるさと復興支援事業ですと、我が家を復興させるのにはこれ当てはまらない事業ですので、町としてはこれから来年4月の帰還を目指すわけですが、ここにリフォーム、あるいは我が家を改築、新築するというようなものについては町としてできるだけの支援をしていきたいと考えておりますので、これらについても今後検討をさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 富岡プラスということで、空き家対策、町づくり対策もやりたいということで先般説明があったわけですけれども、やはりとりあえず当面帰還に向けて進めていくわけですけれども、ぜひともその先、2年先、3年先を考えた施策の一つでも考えていただき、住宅の確保、商業施設、病院の確保は当然であります、やはり衣食住ということで、3番目の住ではあります、新築してもらえばかりを考えていてはなかなか居住する人がふえないと思いますので、ぜひともこういう制度を考えていただきまして、富岡の居住者が一人でもふえていくよう到来年、再来年、その以降も含めて考えていただきたいと思いますので、ぜひともそういう形で進めていただきたいと思います。それを切に願ひまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

2時25分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時11分）

---

再 開 （午後 2時25分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続きまして、5番、早川恒久君の登壇を許します。

5番、早川恒久君。

〔5番（早川恒久君）登壇〕

○5番（早川恒久君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告のとおり大きく2問について質問させていただきます。

まず、1問目でございますが、役場機能の移転について。こちらはさきの全員協議会で庁舎再開、そして組織改革について説明を受けました。大体大まかなことは理解させていただきました。ただ、これについては平成29年4月に向けて、町民の帰還環境を整えるために大変重要なことで、当然不可欠なことでありますので、いま一度再確認の意味で次のとおり質問させていただきます。

1、町は避難解除前の3月に役場機能を富岡に移すが、職員の配置はスムーズにできるのか。

2、帰還困難区域や解体した職員の住まいの確保は。

3、出張所閉鎖後の対応は。

4、来年度に行われる機構改革のメリットはについて町の見解をお伺いいたします。

次に、2問目、町民に配付しているタブレットについてですが、全町民を対象に希望者にタブレットを配付しておりますが、町の情報を提供するアプリを本年度開発して、来年度からタブレットは廃止となるのかどうかをお伺いいたします。

以上の2問について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、早川恒久議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、役場機能の移転について、(1)、町は避難指示解除前の3月に役場機能を富岡に移すが、職員の配置はスムーズにできるのか、(2)、帰還困難区域や家屋解体した職員の住まいの確保は、(3)、出張所閉鎖後の対応は、(4)、来年度に行われる機構改革によるメリットはにつきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。さきの常任委員会、全員協議会などでもご報告させていただいたとおり来年4月の帰還開始を目標とする中で、町民の帰還環境整備の一環として、3月中に段階的に役場本庁機能を町内において再開させる予定であります。議員ご指摘の職員の配置につきましては、3月中は現在の所属のまま町内での執務を再開し、4月以降機構改革及び人事異動発令に伴って新しい所属での執務となります。年度内の町内勤務につきましては、通勤距離の増加などある程度職員の負担が生ずることは否めませんが、既に全職員を対象とした面談なども実施しており、健康管理の面も含め、対策を講じてまいる考えであります。

なお、来年4月の人事異動につきましては、まずは年内に富岡、いわき、郡山などの勤務地内示を行うとともに、来年3月に所属内示を別途行う考えであります。

また、職員の住まいの確保につきましては、万が一の災害時対応の面からも非常に重要な問題であると認識しております。他自治体から派遣いただいている職員も含め、相当数の物件を確保する必要があると考えており、現在震災前に町内で不動産物件を扱っていた仲介業者などに対し、提供できる物件の洗い出しなどの協議を行っているところであり、引き続き確保に努めてまいります。

次に、出張所の閉鎖に伴う今後の対応であります。三春、大玉両出張所が担ってきた業務につきましては郡山支所が引き続き担ってまいるとともに、週2日程度の出張窓口の設置などにより町民の生活に不便を来さないよう配慮してまいります。このような形で来年4月を迎える準備を進めておるところであり、あわせて新年度以降の機構改革につきましても本定例会に条例の一部改正案件を上程しているところであります。今回の機構改革につきましては、住民基本台帳と避難者情報の整合による支援の強化、帰還困難区域の除染を見据えた放射線対策の体制強化、避難町民の健康状態などを踏

まえた健康保険との連携強化、避難先町民の生活支援のため、郡山支所の設置を大きな変更点とするとともに、今後も引き続き国、県及び関係機関との連携を密にするための支所機能の強化及び各種アクションプランの策定などの周知を重視した広報機能の強化などを図ってまいります。

なお、帰町検討委員会の第2回現状評価にもありましたとおり帰還開始が復旧復興の終着とならないよう課題解決に取り組んでいく中で、今後もその時々に合わせて随時組織の見直しを行ってまいります。

次に、2、町民に配付しているタブレットについて。(1)、町では町民に情報提供するアプリを開発しているが、タブレットは廃止となるのかについてお答えいたします。現在配付しているタブレットにつきましては、事業期間の満了や町が配信する情報量の増大などにより情報の取得に時間がかかるなどの配付しているタブレットの性能の問題、個人が所有する携帯端末機の普及状況などの観点から、来年3月での事業終了を考えております。そのため4月以降につきましては、町独自で情報提供用のアプリを開発、配信し、原則個人所有の携帯端末機器から町民みずから情報を取得していただくこととなります。情報提供用アプリにつきましては、町民が所有しているスマートフォンやタブレットから情報をスムーズに取得できるよう来年4月の運用開始を目指し、鋭意開発を進めておるところであります。現在配付しているタブレットは、機器の数も限られていることから、世帯で1台の配付だったため、必然的に利用者数も限られることとなっておりますが、このアプリ開発によって携帯端末機を所有している町民であれば、希望される方は全員情報を取得することが可能となります。富岡町の情報を広範囲に提供できるツールとして大きく期待できるものであります。しかしながら、個人で携帯端末機器を所有していない方につきましては、町からの電子媒体による情報の取得が困難となることから、町といたしましては財源の確保を含め、配付の可否や対象を検討してまいります。

震災から5年9カ月が経過する中、町民の避難生活においても支援から自立が求められております。町といたしましても、IT機器の利用促進のみならず、既存の広報紙の充実を図りながら、町民が情報を取得しやすい環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。ただいま町長からご答弁いただきましたが、まず1つ目の役場機能移転については今回あくまで役場の職員の目線からちょっと質問させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、帰還の解除時期3月ということですが、当然4月に避難指示解除を目指すということですので、なるべく早く役場の機能を富岡に移すというのは当然のことであると思っております。しかし、役場機能再開時期で第1陣、第2陣ということで、第1陣には総務課、企画課、安全対策課等が上旬に業務開始、第2陣として窓口業務の課になるのですが、3月27日業務開始ということですので、3月中に再開

したいというお気持ちは十分承知しているのですが、ただ機構改革と人事異動は4月1日ということだと思えるのですけれども、例えば3月27日に移動して、5日程度で職員によっては別の課に異動するという事になってしまうと思うのですけれども、その辺職員から見て、余計ということではないのですけれども、非常に忙しい中で3月の5日間だけ勤務して、また別のところでということで混乱を招くおそれもあるのではないかと私は感じているのですけれども、この辺に関してはどうしても27日で考えているのか、1日にすることはできないのかちょっとお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月本格再開ということで、今回組織の改正案について上程させていただいておりますが、その前段といたしまして3月中に引っ越しをするというような考えでおります。ご質問にありました3月27日に窓口業務、町内に戻りまして、4月1日に機構改革ということで混乱が生じないのかということでございますが、職員の遠隔の内示につきましては今回条例案議決いただいた後に、先ほども申しましたが、人事作業を行いまして、年内には遠隔の内示を出したいと考えております。その後3月になりまして人事の配属先の内示というようなことで考えておりまして、この辺の流れにつきましては通常の人事異動と変わりなく進めてまいりたいということでございます。3月27日に富岡に勤務になっていて、その後に例えばいわき、あるいは郡山にまた異動ということは極力避けつつ、ただ職員にも事前に内示をして、それに備えていただくというようなことで、大きな混乱は生じないのかなという考えでおります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今ほどの総務課長の答弁で、富岡に行って、それから郡山に行くことはないということですので、その辺は安心はしましたけれども、ただ5日間というのがどうも気になると思うのですが、どうしても3月中という思いが町長にもあると思いますので、いたし方ないとは思いますが、十分その辺はしっかりと準備していただいて、町民に迷惑のかからないようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、来年度から富岡本庁舎、郡山支所、いわき支所に分かれるということですが、先ほど遠隔内示を本年中に行われるということは、これは当然やはり準備というものがありますので、当然のことだと思えるのですが、その前の時点でこういう役場、それぞれの自治体には職員の組合というのがあると思うのですけれども、組合でそういった説明等をちゃんとしっかりとされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員組合との交渉につきましては、職員の人事に関する事、それから福利厚生とか、そういった部分については職員組合と十分に協議をさせていただいて決定する

ということでこれまでもやってございます。今回の件につきましても事前に何度か協議はさせていただいております。

なお、さらに協議を進めて、お互いに納得できる状況で3月の移動というようなところを迎えたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ただいま職員組合とは話し合いの場は設けられていると答弁いただきましたけれども、私もいろいろ組合の方の話を聞いたところによると、なかなかちゃんとした説明は受けられていないと解釈しているようです。その辺は言った、言わないの話にはなると思うのですが、先ほど総務課長もこういった富岡に役場機能に移すということはないことであるというお話もありましたので、通常であればこういった人事とか、そういったことに関しては通常はトップダウンでやるということは当然のことだとは思いますが、こういった非常時で、役場が郡山から富岡に移転するということでありますので、それぞれ職員の環境というのも大きく変わってくることはこれ予想されることですので、ぜひもうちょっとしっかりと協議、議論をしていただいて、ある程度組合からの要望等もあると思うのですが、それが全部聞き入れられるわけではないと思っています。ただ、そういった気持ちというのも大変重要なことだと思いますので、そういった面でもぜひまだ時間はありますので、しっかりと話し合いの場を設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 大変ありがとうございます。今ほどありましたとおりまれば、それこそ職員生活の中で何度も経験するようなことではない、こういう事態でございますので、これまで以上に職員組合との交渉を進めまして、丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の言わんとするところ、十分理解できます。ただ、富岡町、避難が継続していて、今までの本来の富岡町で執務できなかったこの6年になろうとする期間というものは余りにも長い期間であったと。そういうことを考えれば、当然この地に愛着ができたり、それから生活の再建というものをこの地でなされた方もたくさんあろうかと思えます。ただ、富岡町の職員は本来富岡町で執務するのが通常でありますから、これらが通常の形に戻ることでありまして、特別違和感を感じるようなことではないと私は考えております。ましてや、例えば4月1日に解除ができるとすれば、当然その時期に、たとえ5日間であっても、町民に戻ってください、戻れるようになりましたよというときに、職員の何人かは戻っていないだろうというような、そういう手厳しいお言葉を受けるものは十分予想もできます。そういうことを考えれば、ここで職員一丸となって町を復興させるという気構え、考えで行うものでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 町長のおっしゃっていることは十分承知しています。私が言いたいのはそういうことではなくて、やはり職員の気持ちの整理とか、6年間例えば郡山に居住していたのが突然富岡に戻るわけです。ですから、そういった意味でちゃんとした説明をすることが必要ではないかということを行っているので、ちょっと町長も勘違いされているようなので、その辺は誤解招かないようにもう一度言わせていただきたいと思います。

それから、今後富岡勤務ということになった場合に当面の間全員が富岡に居住するということはなかなか難しいと思うのですが、郡山のほうから何かバスを出されるなんていうお話もあったのですが、バスの運行状況とか、そういった細かい便数とか、そういうところはもう決まっているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答えいたします。

職員の住居についても来年4月から何とか確保したいということで、今従前に町内の住宅等の物件を扱っておりました業者さん方と情報交換をさせていただいているところであります。なかなか3月からというのは今厳しい状況で……

○議長（塚野芳美君） 総務課長、ちょっと発言中ですけれども、今バスのことを聞いているのです。住居、住宅のことではないです。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） はい。3月からの確保というのは厳しい状況でして、郡山から通勤というような状況も発生してくることを想定しております。現在何名の方が実際にバスで通勤されるかというところまでしっかりと把握はしておりませんが、今回補正予算に上げさせていただいたものは職員が郡山から富岡に通勤するその際の最大の人数で計算させていただいております。考え方としては朝2便で富岡に向かい、帰りは時間を1便ずつちょっとずらして、遅くなる方もいるので、郡山に戻るといようなところの最大の台数ということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） やはり職員も郡山を中心として、中通りに居住している方が多分多いかと思うのですが、一番心配なのはやはり交通事故というのは一番心配になりますので、バスを出すということは非常にいいことだと思っています。ただ、バスについても運行、どのようなルートを回るのかとか、その辺によって職員が逆に遠回りになってしまうので、車で通うしかないなんていうこともあり得ますので、その辺をぜひ例えば組合のほうでちょっとこういったルートがいいのではないのかとか、そういった相談をしてもらえるといいのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） バスのルート等につきまして、職員の居住地があちこち、郡山だ

けではないということもございますので、発着の場所等についても、それから途中の通過についてもいろいろ検討はしてございます。職員組合のほうからもそういったことに対する要望、意見を聞きまして、慎重に検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも答弁をいたします。

ご指摘のとおり帰還を目指すという覚悟のもとでやっております。時期はともかく、帰還を目指す、復興を遂げるという覚悟のもと、あとは町民のサービスを低下させてはいけない、混乱があってははいけない。一方で、それと相反して職員の負担というのがこれもう相反するものなので、ただこれどちらも大事です。職員の皆さんを欠く、あるいはいろいろ支障があっては役場全体の力に大きく影響するものでありますので、ご指摘のように職員の負担、心労は重々認識の上、丁寧に対応してまいりたいというのが基本的な考えでございますので、今ほどのバス運行を事例にとって、これは補正予算で予算審議もいただくことになろうかと思いますが、具体的な政策というか仕組み、そこはご指摘のとおり労働組合とか、あと職員一人一人にも一通り意見聴取はしています。例えば役場、富岡勤務になったらどうしますかとか、そういう意味で需要調査はある程度把握しています。そういった意味でその辺のボリュームも含め、まだ一方で内示もしていない段階なので、そこらちょっとまだグレーなところがあるのですけれども、ボリューム。そういったものは丁寧に職員の皆さんの気持ちも重々考えながら、総務課というか、人事担当課として丁寧に対応していく考えでございますので、ご理解いただけるようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。ぜひ早急に進めていただければ助かります。

それと、先ほど町長の答弁の中で職員の健康管理の対策を行うようなお話をされていたのですけれども、具体的に何かその対策というのは決められているのですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員の健康管理の部分でございますが、遠距離の通勤というようなことで、非常に心身ともに疲れるだろうということでの先ほど申し上げましたバスの配置ですとか、そのほか通勤に際しバスで通わない方という方も中にいらっしゃいますので、そういった通勤の手当ですとか、あるいは富岡町内に戻りますと、まだ避難指示解除前でございますので、特地手当ですとか特勤手当、そういったものの手当等についても配慮させていただくというようなことでございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。

それと別で、やはり精神的な面で大分環境も変わって、家族と離れる職員もいるでしょうし、そういった面も非常に私は心配しているのですけれども、そういった心のケアなんかもできるような、例えば専門職のそういうソーシャルワーカー的な方を週に1回来てもらおうとか、そういうこともぜひや

っていただけないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員のメンタル面のケアということにつきましては、現在も郡山市内の会社をお願いをして、定期的に面談等実施をしているところでございますが、なおそういった町内に戻っての心労ということもございますので、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ぜひ引き続き対応していただければと思います。

それでは、続きまして（2）ですが、この住まいに関しては今探しているということではあると思うのですが、それ以外で夜間の体制なのですけれども、万が一非常時に何かあった場合どういった対策、体制づくりなどを行っているのかをちょっとお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 非常時の体制ということでございます。4月以降につきましては安全対策課で防災計画のマニュアル等も作成はしてございますが、3月、町内に戻ってからの体制、4月までの体制ということで申し上げますと、職員先ほどから申し上げておりますとおり通勤というようなことで、町内に居住する職員というのは避難指示解除まではないというような状況だと思えます。一番近いところにいる職員というのが広野の住宅に今保健センターに勤務している職員が10名程度おりますので、そういった職員によって、もし非常事態ということであればまずはその職員が現地に駆けつけて、現地の被害状況の調査ですとかそういったことを行っていただく。それから、居住地ということになると思うのですが、いわきに居住している職員につきましてはいわき市内での避難町民の対応、あるいは町に駆けつけてというようなことになると思いますが、郡山から駆けつけるということになりますと、この間のように途中渋滞に巻き込まれたりというようなこともありますので、郡山の職員については郡山に集合をし、町内の状況等確認しながら富岡に向かう、そういった判断をして対応していくというようなことで、現在のところ安全対策課ともそのようなことでの対応ということで話をしているところでございます。

なお、警備会社に現在宿泊業務等も委託しております。この間の地震を受けまして、警備会社には夜間の町民受け入れは当然ですが、町民からの電話等の対応もするようなことでお話をさせていただいて、そういったことに現在なっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。現在町民も富岡に住まわれている方もたくさんいますので、その辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

あともう一つ、通う方、通う職員の中でもどうしても夜遅くなってしまう職員なんかもいるわけがありますけれども、そういった職員に対して例えば宿舎的なアパート何室かの中を誰でも自由に使える

るような、そういった宿舍みたいなものがあると職員も大変便利ではないかと思うのですが、そういうことは考えていないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員の住宅確保という点につきましては、今ほど申し上げました災害時の対応も含めまして、非常に大事なことだというふうに認識しております。町の職員、それから他市町村、あるいは国、県から応援いただいている職員も含めまして、町内に必要数を確保してまいりたいということで、先ほど申し上げましたとおり震災前に町内の住宅の管理をしておりました業者さんに今依頼をしているというところでございます。借り上げる住宅の形態としましては、集合住宅を1棟借りというような形で、部屋ごとに借りるのではなくて、1棟丸々町が借り上げるというような形で確保してまいりたいと今作業進めているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 1棟借り上げということなので、そのうちの二、三部屋を誰でも使えるような形にしていただければ職員も安心して遅くまで仕事ができると思いますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

続きまして、出張所に関しては先ほどの質問にもありましたので、こちらは理解しましたので、こちらは特にございませぬ。

続きまして、4の来年度の機構改革のメリットということなのですが、大分いろいろ考えた上での機構改革で、よくできているとは私は思っておりますので、これに基づいてしっかりと業務を遂行していただきたいとは思っております。ただ、1つだけちょっと申し上げたいのは、前々からそうなのですが、職員が課によっては非常に忙しい課と定時ですぐ帰れる、そういったどうしても仕事量の差が出てしまうということがあります。これについてはやはりもう少し何らかの対策を講じていただく必要があるのではないかと考えているのですけれども、その辺何か今後考えていらっしゃるのかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員の事務量の偏りといいますか、そういったところでございますが、確かに現状として遅くまでやるところ、それから定時といいますか、日中の業務が終了すれば帰れるところでその違いははっきりと出ているところでございますので、今回の組織改革が行われれば、その後に係の配置というようなこともありますので、これから行います人事、それからそういった規則の改正の中で、十分にその辺を視野に入れながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ぜひ忙しい課には人数を多く補填するなどそういった対策をしっかりとさせていただいて、負担を軽減できるようにしていただきたいと思います。いろいろと役場機能の移転については大変だとは私も十分理解しております。しかし、職員も先々のことをやはり不安に感じている

ことは確かでありますので、この辺はこれからの富岡町の復興、再生には職員の力がなくてはなかなか進んでいかないと思っていますので、その辺の行政サービス等がスムーズにできるように1人ずつの職員に対してしっかりと見守っていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目に入ります。2問目のタブレットにつきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように廃止されるということで、これについてはなかなか予算の面でも非常に厳しいということは理解しております。ただ、今後のアプリについては先ほど答弁にありましたように個人の端末を利用するというのでありますので、ちょっと形態ががらっと変わってまいりますので、その辺の例えばやり方、取り扱い方とか、例えば説明会を行うとか、そういうことをしないとなかなか、特に高齢者なんかは機械に疎いわけですから、そういうことも必要だと思ひますけれども、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） アプリにつきましては、既に議員もご承知のとおり今開発を進めておまして、4月には配信できるような形で持っていくということで進めております。アプリケーションソフトのその後のメンテナンスですとか、あるいは利用状況ですとか、そういったところを管理するために、新年度ではそういった管理する業者に対する委託というようなところも発生してくることになります。それらにおきまして使用方法ですとか、そういったものの説明会等も実施するというような計画で今進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。そういった対応をしていただければ町民も安心して利用できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

ただ、そういった端末機器をお持ちでない高齢者の方もいらっしゃいますので、そういった方のために、例えば仮設の集会所とか、あとサロンとか、そういうところに端末機を置いていただければありがたいのかなと思ひますけれども、いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ちょっと話が長くなりますが、現在のタブレット配付事業につきましてはタブレット本体はメーカーから無料で提供受けまして、復興庁の補助を使いまして、通信料を無料という形での配付が現在のタブレット配付事業でございます。今回アプリを開発したことによって、タブレット廃止するというにいたしておりますが、今ほど申されましたように情報機器をお持ちでない、多くは高齢者の方というようなことにはなりますが、そういった方に対する電子機器を使つての情報発信ということができなくなるというようなおそれもあります。29年度通信料の補助というのがもうないということをお復興庁から言われておりますので、この分を一般財源を投じて以前と同じような形でやるとすれば、相当な町の一般財源の持ち出しが出てくるということになりまして、

個人で、若い方でスマホでもって自分でやるという方との税負担の公平性ですとか、それから一方で自立を促していかなくてはならないというような状況、あるいは町の財政的なところ、そんなところを考えると、新規にもう一度前と同じような形でやるというところができるかできないか、その判断に今苦慮しているところでございます。今ほど議員からありましたように各集会所とか、そういったところをご利用いただけるような形というのとも考えながら、その辺の判断を早急に下してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。通信料も発生するというところで、個人的には難しいのは承知していますので、先ほど言いましたように数カ所、10カ所程度ぐらいただと思いますので、その程度は町のほうで負担していただいて、ぜひ高齢者でも見れるようにしていただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、2番、高野匠美君の登壇を許します。

2番、高野匠美君。

〔2番（高野匠美君）登壇〕

○2番（高野匠美君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、質問させていただきます。

その前に準備宿泊が始まり、自宅で生活できる状態にある方の中にはご自分の自宅で寝食を始められた方もおります。そうした状況の我が町の復旧復興も避難生活の開始から約6年にして、ようやくわずかではありますが、前に進んだかと思えます。私わずかと申し上げました。この準備宿泊の開始に行き着くまで町民の皆さん、町長を初めとする町執行部、職員の皆さん、先輩議員の皆さんが多く、困難の中、諦めずに一歩ずつ歩まれたことには町民の一人として、新人議員の一人として深く感謝申し上げます。ありがとうございます。私は、自宅を解体、撤去しているため、この準備宿泊が始まるという話に触れたとき、私は自宅では生活できないから、あやかれないなと思いましたが、町長を初めとする皆様のご尽力によって、地震や津波で自宅が被災した等の理由で自宅に宿泊できない、つまり私のような町民でも準備宿泊ができるようになっていたは大変ありがたいことです。そのため、私は10月15日に宿泊施設となっている芳門で、約6年ぶりとなる故郷での夜を迎えたわけです。町長を初めこの議場にいらっしゃる皆さんも私のように早速ふるさとでの目覚めを体験したことと思います。私は、ふるさとでの生活再建に現実的な光を見えるようにしていただいたことについて、ご尽力を続けられている町長を初めとする関係者各位に対して感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、質問ですが、現在の準備宿泊の状況について。(1)、準備宿泊が始まって3カ月が過ぎる中で、状況改善しなければならないことはないか。

2、町民、宿泊される方などへの聞き取りをしているか。

3、今後の安全対策はどのようになっているかということをお聞きさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、高野匠美議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、現在の準備宿泊の状況について、(1)、準備宿泊が始まって3カ月が過ぎる中で、状況回復しなければならないことはないのか、(2)、町民、宿泊されている方への聞き取りをしているのか、(3)、今後の安全対策はどのようになっているのかにつきましては関連がありますので、一括でお答えいたします。ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊、いわゆる準備宿泊につきましては、9月17日から開始いたしました。12月9日現在、120世帯243人の方が事前登録をしております。また、準備宿泊の開始に合わせて帰還困難区域に自宅のある方や津波被害に遭われた方、帰還に向けて自宅を修繕される方など自宅に宿泊できない方のために町内のホテルを活用した一時宿泊施設を提供しております。準備宿泊を安全に安心に行っていただくために、町保健センターでは受け付けの際に個人線量計をお渡しするとともに、滞在中にぐあいが悪くなったり、困り事ができた場合などに備えて緊急通報システムの貸し出しも行っております。準備宿泊の開始後には宿泊されている方の不安解消に努めるために、町や内閣府などの関係者が自宅を訪問して生活していく上での課題やご意見を伺ってまいりました。今月8日からは保健師による戸別訪問を始めており、健康相談などを通じて準備宿泊者の健康管理にも取り組んでおります。また、11月25日には町内の交流サロンに集まり、健康や福祉、介護の相談会や準備宿泊者同士のコミュニティーづくりを行い、孤立せずに安心して宿泊できるように努めてまいりました。

準備宿泊期間中である11月22日早朝に福島県沖で発生した地震の際には、防災無線などで避難を呼びかけながら町内を巡回して安全確認を行うとともに、準備宿泊のしおりで案内のとおり町保健センターに避難所を開設いたしました。準備宿泊者の安否確認につきましては、準備宿泊登録者名簿などをもとに個別に連絡を行い、連絡がとれない場合には直接自宅を訪問して確認するなど丁寧に対応いたしました。緊急時の安否確認につきましては、今後ともより迅速な対応が可能となるよう検討を進めてまいります。また、安全対策、事防災対策につきましては、本年9月に地域防災計画の改定及び原子力広域避難計画を策定したところです。加えて、現在職員向け災害対応マニュアル並びに町民向けのハザードマップの年度内作成を手がけており、有事の際への対応強化を図っておるところでございます。さらには防災計画に従い、備蓄品の充実や防災無線のデジタル化、戸別受信機の貸し出し、消防団の再構築への取り組みなど町全体の防災力向上に努めてまいり考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 先ほど私芳門に泊まりましたという話をさせていただきました。そのときには2組の方が宿泊されておりました。まだ始まったばかりなので、そんなにいらっしゃらないのかなというのを感じました。その日の夜はせっかく富岡に来たのだからと、夜町を見てこようかと思って主人と出かけたのですが、ホテルのすぐそばのコンビニは6時以降になるとえっと思うぐらい何か知らない人がいたり、本当に真っ暗なのです。そのまま今度富岡の町をぐるっと1周しようかなと思ったら役場までは明るいのです。もう少し電気を落としてくれてもいいのかなと思うくらい明るいのです。役場から上に上がると本当に真っ暗なのです。余りにも街灯が少ないことにちょっと不安を覚えております。街灯は本当に大切だと思います。光がないところに人は来ないと思います。来るのはイノシシだけだと思います。今後街灯に関しては対策として町はどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 街灯につきましてお答えさせていただきます。

街路灯につきましては、不点灯等については維持修繕によりまして随時対応しているところではあります。平成25年より修繕を再開しておりますけれども、年間に50灯ほどずつは修繕を行っております。震災後になりまして、修繕を行っていただいている会社、これが現在1社ということもございまして、修繕に要する時間が若干長くなるような状況にありますこともご理解いただきたいと思っております。本年度につきましては、維持修繕はもとより老朽化しております商店街を中心に照明のLED化、LEDの灯具に更新を図るべく工事を発注しております。今年度中には、3月までの工期間ですが、完了する見込みとなっております。今後も維持修繕により灯具の修繕を随時行うとともに、老朽化が進んでいるような灯具に対しまして計画的にLEDの灯具に更新を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。前回準備宿泊の計画のときに町民に対しての訪問はどうするのかという質問したら、特例宿泊のように個人宅に訪問すると回答いただいたのですが、今現在先ほど町長の答弁で8日から始まっているという話でございしますが、安否を確認するに当たってどのようにご自宅に行っていられらっしゃるのかお聞きしたいです。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康福祉課で行っている保健師の家庭訪問につきましてご報告いたします。

訪問につきましては、実は13世帯ほど訪問をしておるのですが、やはり在宅でいた方が4世帯6人

というような形で登録はしてあるのですが、不在だったという方も多うございました。これを反省といたしまして、今後は代表者に事前にアポをとりながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。前はなかなかどこに誰が泊まっているかわからないというお答えをいただいて、ちょっとがっかりしたのですけれども、今回はアポをとるということなので、もう3カ月も過ぎているので、すぐできるのであればもうちょっと早くやってほしかったなということも感じます。

次に、私先週富岡で宿泊した時のことですが、夕方コンビニに行ったとき町民の方がいらっしゃって、「きょうお泊まりですか」と声をかけたときに、「はい。ついこの間リフォームが済んで、やっと泊まれることになったんだ」と言った割には笑顔がないのです。「どうなされたんですか」とお聞きしましたら、「実はリフォームが終わってから、すぐに家のガラスを割られてしまった。泥棒に入られてしまった」と悲しい顔をされておりました。今少しずつ町民の方々が町での生活を始めようとしているのに、とても残念なことです。町としてはきちんと警察などの連絡、報告などはされていると思いますが、今の町の状況と、どのように対策をされているのかきちんとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

現在の防犯の関係につきましては、見守り隊ということで消防団が日中見回り、夜間については警備会社のパトロールということで、さらには警察官も日中、夜間ということでパトロールしております。また、24時間カメラ、町内に44カ所ありますけれども、カメラの設置ということで継続しております。ちなみに、カメラの継続ということで、事件とかそういう状況があったときは、警察から直接町にデータが欲しいという要請があり、情報の提供をしております。今年度につきましては数件の情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。町と警察は定期的にそういう報告会等はやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 定期的な報告ということでなくて、町から警察に巡回、町長みずからでございますが、準備宿泊等々始まったときから町長が直接双葉警察署に向かいまして強化を図っていただきたいということで要望を再三しているところでございます。情報提供については、警察署から町に情報提供してくださいということで依頼あった中で情報提供している状況でございます。

す。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） わかりませんが、やはり町からも警察に定期的に、1週間に1遍でもいいです。電話でも何でも状況はどうなのかということを確認して、その情報で今泥棒が多いという話も警察からお聞きしました。そういう情報というのはやはり町民にきちんと流すというか、お知らせする部分ではないかなと思いますが、その辺はどう感じますか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

まずは町民の方からそういう情報あれば、しっかりと警察に情報提供して、対策をとってもらうように要望していきたいと思います。また、町と双葉警察と連携して、いろんな状況を踏まえて対策として検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 防犯というか、なかなか帰還する、今の段階で住民宿泊の数が少ないので、不安がられているというのは十分私もお察ししますし、感じて、そういう町民の方がいらっしゃるということは課題認識として持っております。警察との連携、一義的に防犯は警察の仕事なのですが、役場として何ができるかというのは議員の今のご指摘を踏まえてしっかりと、一番はやっぱり警察との連携ということで、今事務的に担当課として情報交換する。あと、実は副町長が集まって、この間双葉警察署にも集まって、そういった今の犯罪件数の情報共有とか、そういったテーブルは持ったことがあります。ただ、それは警察署の主催なので、私どものほうでも足を運ぶなり、警察署長さんとの会話する中で、この間町長も準備宿泊始まるに当たって、警察には安全のさらなる向上について要望しました。あらゆる機会を通じて、今の実態と今のようなお話とか、コミュニケーションを密に連携を深めてまいりたいと思います。なかなか防犯という意味でわかりやすいというか、きれいな政策というのはなかなか出てこないもので、一番は町民が多く戻っていただくというのが一番なのでしょうけれども、役場として今できることは議員のきょうのご指摘も踏まえて、また引き続き検討、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。

あと、もう一点なのですけれども、これは私が経験したのですけれども、夕方ちょっと1人で車でコンビニまで行ったのですけれども、すごく作業員でいっぱいだったのですけれども、そのときの帰りなのですけれども、やはり真っ暗なところ、幾ら知っている道でも余りの暗さにちょっとゆっくり走っていたのですけれども、案の定イノブタとかが出てきました。そのときに後ろから、きっと作業

員の方と思われるのですが、スピードを上げて接近してきたり、パッシングしたり、とても怖かったのです。そのまま運転していたら、町内を平気で車を追い抜くのです。そのスピードといたらもうすごく怖い感じがしましたのですけれども、そういう作業員の行為というのはやはりきちんとしていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 今のご質問の件についてお答えいたします。

同じように、防犯と同様にそういう状況をしっかり警察に伝えながら対策、警察署とともに状況を踏まえて対応しますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） そのようにまだまだ泊まっている方の中でも本当に困っているというか、恐怖心がある人もいらっしゃるのでは、やっぱりきちんと把握して、準備宿泊で泊まっている方の聞き取りというのはとても重要ではないかと思うのですけれども、健康福祉課の訪問というのは高齢者対象なのでしょうか、全世帯なのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康福祉課では先ほどもお話し申し上げましたとおり準備宿泊における健康状態の確認というのが目的でございますので、主に高齢者の訪問という形になっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 準備宿泊されている方々に対するさまざまなご意見とか状況の確認というか、今の状況をどのように捉えるかということについての聞き取りにつきましては、まず始まってから、10月の上旬から中旬にかけて、1度町と、それから国とで実施したことがあります。それから、今月末にかけて再度行うというような予定にしておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 生活支援課としての準備宿泊者に対する支援ということで回答させていただきます。

準備宿泊されている方たちの横のつながりというものを今後構築することで、お互い不安なく準備宿泊ができるような体制をつくりたいと思っています。それで、先月行いましたサロンでの相談会、交流会につきまして、準備宿泊者を対象に今後月に1回か2回という形になるかもしれませんが、定期的に町内のサロンで集まっていただいて、皆さんでいろいろお話し合いをいただくとか、皆さんどこに泊まっているのかとか、そういうふうな情報交換をできるような場をつくりたいと今検討しているところでございます。そのような形で不安のないような準備宿泊を行っていただきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今企画課長のほうから町と国と再度訪問するとおっしゃいましたが、どの方を対象に、どのようにして訪問していくのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 10月上旬から中旬にかけて各戸を訪問してご意見、それから懇談、意見交換をしたというところでございますので、同様に訪問して、登録者のところを訪問していきたいと。当然宿泊されていないご自宅も何うようになるのですが、言い方悪いですが、空振りということも多々あるので、少し時間をかけながら前回同様行ってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 誰が宿泊しているのかがわからないというのはなぜですか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 準備宿泊者の中でご自宅に行ってもいない方がいるということだと思っておりますが、まず準備宿泊する前には事前にコールセンターに準備宿泊をこの期間しますよ、この日にしますよということを登録していただきます。そうしますと、その期間は準備宿泊しているのだなと我々認識しているわけですが、実際にはご自分の都合とかで行かれなかったりする場合もございます。一応我々としては、そこで準備宿泊申し込みされている日にちをもとに行った場合には空振りになるかもしれませんが、一応準備宿泊を始めるときには保健センターで線量計の受け取りということをお願いしてございます。それをもって準備宿泊に入ることなので、それらを受け取った方についてはご自宅のほうにいるのかなと我々は捉えております。そういう形で宿泊されている方を把握しております。また、そのほかに準備宿泊登録されている方につきましては、ご自宅の地図みたいなものをつくりまして、関係者で共有するような形で、ここに準備宿泊登録されている方がいますよという情報を関係者で共有しております。ですが、そのときのご都合により泊まっていない場合もありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今の話の中で、申請されているこの日からこの日と。9月17日から3月31日までという方もいらっしゃいますよね。そういう前もって大ざっぱな申し込みされてしまうと、お互いに必要なときに来てもらえないとか、大事な話があるのに、大事なことがあったのに、行ったのに、いなかったとか、そういうことがあるので、私は根本的に最初の申し込みの仕方をきちんとすべきではなかったのかなと思います。その辺はどう考えますか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） まず、申し込みの仕方として今申し上げたとおりご自分の予定している期間をまず登録するという事でされていますが、実際に立ち入る際に、町内に宿泊される場合には保健センターにおいて必ず受け付けを行い、線量計を持って入ってくださいということで、線量計を貸し出している方は今ご自宅にいると我々は認識しますので、何かありましたときにはそういった方をまずはピックアップするような形で対応するという事で考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 線量計もずっと借りっ放しという状態の方もいらっしゃいます。そういう状況はどうするのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 線量計を借りているということは町内にいる可能性があるということで、まずは電話等で確認します。その場合でも実は避難先に戻っているのだよという方も当然いらっしゃいますが、一応電話での確認を行うということで対応しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 質問が前後してしまいますけれども、宿泊するとき、富岡に入ったときに必ず保健センターに行くということは町民は本当にちゃんと知っておりますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） この件に関しましては、準備宿泊のしおりというものを用意いたしまして皆さんにお送りしたり、もしくは保健センターの窓口でもお渡します。そのような形で町民の方に周知はしておりますが、なおよりその辺を強調するような形で案内はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） であれば、線量計を借りて返す、返さない、行く、行かないは本当に町民の自由ということになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 準備宿泊につきましては、町民の皆様のご都合に合わせた形でご自宅の整理とか、もしくは事業再開のための準備をするというための宿泊ですので、その辺はご本人、町民の方の意思で行うべきことですが、必ず事前に登録してから始めていただきたいと、これは強調しておりますけれども、事前に登録してからご自分の意思で準備宿泊に入るという形になっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ちょっと議論がかみ合わない部分があるかもしれないので、ちょっと確認というか、まず準備宿泊制度は町が決めた制度ではなくて、避難指示解除を前に内閣府として、国の原子力災害対策本部として決定した制度であります。内容は、今議員ご指摘のとおり準備宿泊期間中かつ登録期間中にその所在を確認できるすべは基本的にはないのです。ですから、9月17から最後までという方もいればこの1カ月、この1週間、いろいろでございます。かつその登録した日に必ず泊まってなければならないという義務は基本的にはないですし、それをたまたま家族がやっぱり病気か何かで準備宿泊をしないことを届け出させる義務もないわけなのです。ですので、おっしゃるとおりまずは準備宿泊者の登録は把握しますが、その日、その瞬間に富岡町にいらっしゃるかどうかの把握はちょっと事実上この制度では何ともしがたいのが実態でございます。課題はそこにありまして、先日地震が来た際、これ答弁にも書きましたが、そこで実際にいるかいないかわからないので、どのようにしたかという先ほど言ったD-シャトルを頼りに、そこを優先的に状況を把握して、最終的には当然実態としては電話をするなりして把握しましたが、我々の課題認識は有事の際の所在の確認をいかに早くできるかというのは引き続きもっといい方法はないかというのは検討してまいりたいと、それがまず第1点です。

もう一つは、準備宿泊というのは何でやっているかという避難指示解除、帰還開始に向けての課題を抽出するということです。冒頭ご質問あったどんな課題がありますかということについては、聞き取り作業を訪問してやるのか、いろいろ事後的にやるのか、いろんな手段を考えながら実際宿泊いただいた方のヒアリングなり聞き取りなりを通して課題の抽出は特例宿泊同様、引き続きやっていく考えでございます。制度上の実態でなかなかその瞬間、その瞬間のいる、いないの把握はなかなか、これは富岡に限らず、どこの準備宿泊実施自治体も同様な状況でございます。これが事実でございますが、状況はご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。

今地震のときの対応ということで出たので、ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、富岡でその当時泊まっていたという女性の方にたまたま会って、彼女が話ししたことはあの地震のとき私富岡にいたのよという話をされたのです。それは大変だったと思ったら、テレビでは福島からすぐ出ろみたいなことも出たし、防災無線も何かわからなかったと言って、避難先があるから、そこに逃げたけれども、その後午後から役場から電話いただいたのだけれども、あのとき私はそこにいたのよという話もあります。それで、私は自分も泊まって感じたのですけれども、女性の方が本当に安心して住めるのかと考えるとやはり住めないな、今の状況ではと。だから、町としても女性に対してのちゃんと

した何かを考えていただいたらなとは思うのです。本当に皆さん夫婦でいる人ばかりではないのです。1人でも富岡に帰りたいけれども、女性だから、1人では帰れないと。であればどうしたらいいのだろうと。でも、ホテルも泊まられない。ホテルも結構24時間というか、遅い時間入り口があいたり、閉まったり。それで、見ると富岡の町民でない方が出入りしている。そういう怖さもあるので、その辺をきちんと町でも受けとめてほしいのです。町長は、いろんなところで旦那さんばかり帰らないで、奥さんも帰ってなとおっしゃいますが、それはごもっともです。でも、女の方というのは帰らない、うちの旦那だけ行けばいいという人がほとんどです。人も男、女と分けてしまったら申しわけないのですけれども、でもやはり女性は帰還に向けても大変重要な役割ををすると思うのです。女性の目線でそういう意見というのも多く取り入れてほしいなと思いました。その件に関してお願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） まず、ホテルの件のお話が出ましたので、そちらのほうまずご回答させていただきます。

ホテルの運営につきましては、入り口の管理でございますが、一応夜の10時になりましたら施錠するという形で管理してございます。10時以降につきましては、そこに遅くなって戻ってきたような方がいる場合には玄関の外から中のほうに電話していただいてあけてもらうというような形で、入り口のドアの開閉は10時までということになっております。

それから、町民以外の方もいるのではということですが、一応町民のための一時宿泊施設ということで契約してございますので、この件につきましては町民以外の方はいないのではないかと。もしくは、自宅のリフォームのために一緒に入られている方もいるかもしれませんが、そういう方以外はないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

ホテルの運営につきましては、定期的に管理者とも話し合いの場を持ちまして、いろいろ不具合、問題点がございましたら改善するような形で対応しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 女性の視点ということでございます。おっしゃるとおり女性も、もっと言えばお子さんも、いずれ皆さんが本当に安心して暮らせる富岡町を目指すということが基本だと思います。今ご指摘の点含めまして、いろいろ準備宿泊者、例えば今243いるのですが、大体100名ぐらいは女性です。ざっくりですけれども、男性が150名。3対2ぐらいで男女です。女性の方もそれなりに多く登録はされておりますので、まず準備宿泊されている女性の視点というのを我々も意識して、課題の抽出を図ってまいりたいと思っておりますし、準備宿泊に登録もまだちゅうちょというか、できない方もいらっしゃると思うので、ご指摘の女性の視点というのは大事にしながら今後の町の復興を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 準備宿泊は、本当にふるさとの復興に向けての本格的な実質的の第一歩です。

町長初めここまで尽力いただいたことに本当に感謝申し上げます。

そして、最後になりますが、私のような1年生議員の質問に誠心誠意お答えくださったこと、重ねてお礼を申し上げて私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、あす午前10時より会議を開きます。

なお、この後請願の審査のため、1階会議室において総務常任委員会及び産業復興常任委員会を合同で開会していただきますようお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時45分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 澤 英 男

第 1 4 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 平成28年第14回富岡町議会定例会

### 議事日程 第2号

平成28年12月14日(水) 午前10時開議

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第115号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第120号 不動産の取得について

議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第6号)

議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第124号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第125号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第126号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第127号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第128号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第129号 工事請負契約の変更について

議案第130号 工事請負契約の変更について

#### 日程第3 委員会報告

##### 1、総務常任委員会報告

- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理者	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	小 林 元 一 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
統 括 出 張 所 長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	猪 狩 力 君
復 興 推 進 課 長 兼 補 佐 係 長	坂 本 隆 広 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 係 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 係 主 任	藤 田 志 穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第14回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 高 橋 実 君

13番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） おはようございます。諮問第2号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員として在職中の佐藤碩彦氏が平成29年3月31日をもって任期満了となり退任することとなったため、後任として高岡英一氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

避難先としていわき市に居住されている高岡氏は、郵便局に昭和52年から勤務されました。その中において昭和58年からは夜の森郵便局へ局長として就任、以降震災により郵便局が閉鎖された平成23年3月まで28年間と長きにわたり地域に密着された活動をされ、また広く社会の実情にも通じてお

ります。平成27年3月に日本郵便株式会社を退職されてからは、還暦野球やマラソンを通じて人とのつながりを大切にされるなど人柄、健康面も極めて良好であります。また、現在の富岡町人権擁護委員はいわき人権擁護委員協議会内の双葉地区部会に所属しており、いわき市を中心に活動しております。このことから、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、堀本典明君、5番、早川恒久君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成13票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記して答申することに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 諮問第3号の提案理由を申し上げます。

本件は、人権擁護委員として在職中の佐伯英彦氏が平成29年3月31日をもって任期満了となり退任することとなったため、後任として坂本栄司氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、富岡町消防団員として昭和52年から平成10年までと長きにわたり地域住民の生命、財産の保全と地域防災に貢献されました。また、福島県議会議員として平成19年4月から平成27年11月まで2期8年7カ月を務め、富岡町はもとより双葉郡の復興、再生に力を尽くされました。議員を退いた現在においては、桂建設に勤務し、複合商業施設さくらモールとみおか、飲食店おふくろフードの店長としていち早く富岡町の復興を応援していただく活動をされており、人柄、健康面も極めて良好であります。このことから、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ござい

ませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、山本育男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成12票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

なお、この件につきましてはさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正案は、平成29年4月以降の町の復興、再生をさらに推し進めるための行政組織体制の改編を目的に所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案第112号別紙説明資料、富岡町課設置条例新旧対照表をごらんください。第1条は、課の設置について、現行の11課から生活支援課を削り、改正案において総務課、企画課、税務課、住民課、健康福祉課、復興推進課、生活環境課、産業振興課、復旧課、拠点整備課の10課を置くとする改正でございます。

第2条は、課の分掌事務について、改正案の第1号で総務課の分掌事務から現行のオ、町政の広報及び広聴に関する事項、カ、統計に関する事項及び次のページになりますが、キ、電子計算組織の管理及び運営に関する事項を削り、第2号でイ、ウ、エとしまして企画課の分掌事務に加えております。

また、現行第3号、拠点整備課を削り、改正第4号では住民課の分掌事務から現行のイ、国民健康保険に関する事項及びウ、国民年金に関する事項を削り、新たにイ、仮設住宅、借り上げ住宅に関する事項、ウ、生活支援に関する事項及びエ、賠償対策に関する事項を加え、改正案第5号では健康福祉課の分掌事務に住民課から削った分掌事務をイ及びウとして加えております。

改正案6号では、復興推進課を新設し、分掌事務として、3ページになりますが、ア、除染対策に

関する事項及びイ、放射線対策に関する事項を新設しております。

改正案第7号では、安全対策課を生活環境課に改め、分掌事務にア、衛生に関する事項及びイ、公害防止、その他生活環境の保全に関する事項を加えております。

次に、改正案第8号では、産業振興課の分掌事務からオ、賠償対策に関する事項を削っております。

また、改正案第9号では、復旧課の分掌事務にア、都市計画に関する事項を加えて、改正案第10号では現行第3号の拠点整備課及び拠点整備課の分掌事務を追加しております。

最後に、第11号としまして生活支援課を削るという改正でございます。

また、附則において条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

なお、この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正案は、町が目標として掲げる平成29年4月の帰還開始を見据え、郡山事務所の郡山支所への

変更及び三春、大玉両出張所の廃止に伴い所要の改正を行うものであります。

それでは、資料4ページ、議案第113号別紙説明資料、富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例新旧対照表をごらんください。まず、条例の名称を富岡町役場支所設置条例に改め、第1条の見出し及び第2条の見出し及び本文中の事務所を支所に改めております。

また、第2条表中、富岡町いわき支所を加え、富岡町郡山事務所を富岡町郡山支所に改め、第3条及び第4条を削り、第5条を第3条といたしております。

附則におきまして、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号 富岡町役場事務所及び支所並びに出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正案は、人事院勧告に基づき、養育する子の対象範囲の拡大や介護休暇を請求できる期間の分割、介護時間の承認など働きながら育児や介護がしやすい環境整備を図るため、所要の改正をするものでございます。

それでは、資料5ページ、議案第114号別紙資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をごらんください。第8条の2の改正では、子の範囲に民法の規定による特別養子縁組の請求中の者及び児童福祉法の規定による里親となることを希望している者を含めることとしております。

第11条の改正では、休暇の種類に介護時間を加えております。

第15条では、現行の第2項において、1の要介護状態ごとに連続する6カ月の期間内としている介護休暇を請求できる期間を改正案第1項で3回以下かつ6カ月以内の範囲で指定できる旨の改正を行っております。

第15条の2として介護時間についての規定を加えており、第1項では日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年の期間内において勤務しない時間を承認することができると定め、第2項で勤務しない時間を1日につき2時間以内といたしております。

また、附則において施行日を平成29年1月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） おはようございます。それでは、議案第115号 富岡町税条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、所得税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、特例適用利子等及び特例適用配当については、分離課税により前年中の利子及び配当に係る所得金額に100分の3の税率を乗じた金額を町民税の所得割として課するというものでございます。特例適用利子及び特例適用配当とは、町内に住所を有する個人が外国の金融機関から受け取る利子及び配当のことでございます。ただし、同法施行令により適用される国は台湾のみが指定されております。

それでは、別紙資料の新旧対照表よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。附則第20条の次に附則第20条の2として、特例適用配当利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例条項1条を8ページから11ページにかけて加えるものでございます。また、それに伴い条番号にずれが生じますので、所要の整理を行うものでございます。

なお、附則において、この条例は平成29年1月1日から施行することとしております。

説明は以上のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、議案第115号 富岡町税条例の一部改正と同様に、外国の金融機関から受け取る特例適用利子及び特例適用配当を分離課税とし、町民税の所得割として課することによるものでございます。この町民税の改正に伴い、特例適用利子及び特例適用配当の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

それでは、別紙資料、新旧対照表によりご説明いたします。16ページをお開きください。附則第10項において、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の適用規定を附則第11項において、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の適用規定を新設するとともに、項番号のずれにより整理するものでございます。

なお、施行の日については税条例と同様、平成29年1月1日からとしております。

説明は以上のとおりでございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件につきましても表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正案は、富岡町災害公営住宅第2期第3工区分の住宅用地として、栄町駐車場用地を供することから、栄町駐車場の用途廃止を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料18ページ、議案第117号別紙説明資料、富岡町駐車場条例新旧対照表をごらんください。第2条の表中において、現行6カ所の町営駐車場から栄町駐車場を削り、改正案において5カ所とする改正でございます。

附則において、施行日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の説明では栄町駐車場、この表に書かれている地番を見ますと富岡町大字小浜字中央583番地の一部と書かれていますが、一部なのか、全部なのか。今総務課長の説明は全部という話でしたが。

あと1つなのですが、富岡駅前駐車場、番地が17番地の4になっていますが、今までの駐車場の番地だと思うのですが、今回駅前開発に伴って多少ずれると思うのですが、番地は変わらないのかどうか確認します。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

まず、1点目の栄町駐車場の583番地の一部ということでございますが、583番地内には国の出先がございまして、その用地は駐車場用地としてはなってございませんでした。今回住宅用地として供用するものにつきましては、国の入ってございました建物の敷地も含めた583番地全体というようなことになります。

それから、駅前駐車場につきましては、駅前広場の整備が終わりまして、その後に駐車場の用途廃止を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 駅前駐車場に関しましては、拠点整備課として現在曲田土地区画整理事業地内ということで事業を進めておるところでございます。ただいま総務課長からありましたように現在の地番に関しましては換地先という形で若干場所が変わりますが、あくまでも換地処分までは従前の土地の権利がそのまま生きているということなもので、換地処分のときに今総務課長からありましたとおり最終的なこの地番を廃し、新たな地番という形で設定していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 中身についてはわかりました。ただ、せっかく駐車場条例の一部を改正する案が上がってきているのですから、本来駅前駐車場に関しては機能を果たしていないのです。その時点でやっぱり廃止すべきなのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいま拠点整備課長からご説明ありましたように、換地によって新たな地番が決まるまでの間は駐車場の用は呈しておりませんが、駐車場用地として条例のほうはこのままにさせていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 1点追加でご説明させていただきます。

ただいま総務課長から現在用をなしていないということ、確かに工事でこちらは使えないことになっておりますが、所管の委員会等でもご説明させていただきましたが、現在こちらについては富岡駅舎工事に伴いまして、その脇に新たな同面積、減歩なしの同面積で町の駐車場を整備する計画がございます。暫定的に駅前、駅舎、あとJRの開通に向けてはこちらの駐車場を使えるような形で進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第117号 富岡町駐車場条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正案は、避難指示が継続し、町民の避難先が全国に及んでいることに鑑み、公募の方法、保証人の手続要件等について入居者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、資料19ページ、議案第118号別紙説明資料、富岡町町営住宅条例新旧対照表をごらんください。第4条第1項、公募の方法に第5号として町のホームページを加え、第11条第1項第1号で「町内に居住し、かつ、」を削り、入居に際し必要となる保証人の住所要件を緩和するものであり、附則において施行日を交付の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第118号 富岡町町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件につきましては表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止についてご説明いたします。

今回の町道認定、変更及び廃止につきましては、曲田地区富岡駅前を整備に伴う路線の認定、変更及び廃止と県道広野小高線と太田地区内の町道を結ぶ路線の認定です。新たに認定する路線が2路線、路線名及び起点、終点並びに延長、幅員の変更路線が2路線、路線番号、終点、延長の変更が1路線、

起点または終点及び延長、幅員の変更が2路線、また路線の変更に伴う廃止の路線が2路線であります。

別紙資料1によりご説明させていただきます。別紙資料1をごらんください。図面右側の凡例の①、富岡駅前広場線は、新規に認定する路線であり、富岡駅前の県道富岡停車場線を起点に駅前を旋回する延長148.5メートルの路線であります。

また、新規に認定する路線、②の六反田2号線は、図面左下の太田地区の県道広野小高線を起点として、太田地区内の町道を終点とする延長304.5メートルの路線であります。

変更する路線、③の曲田都市計画街路1号線は、国道6号線と県道富岡停車場線を結び、1級路線に該当することから、既存の路線番号3242を路線番号1015に変更いたします。また、路線整理により終点と延長の変更をするものです。

④の曲田都市計画街路5号線におきましても、路線の整理により起点及び延長、幅員の変更をするものです。

⑤の釜田1号線は、⑨の曲田区画街路34号線と一体的に管理すべきであることから、終点位置及び延長の変更を行い、路線名につきましても起点、終点とも釜田地帯にあることから、名称を変更するものです。

⑥の仏浜毛萱線は、毛萱街道踏切の廃止に伴い、駅前毛萱線の一部を加え、終点の変更と延長、幅員の変更を行うものです。

⑦の釜田2号線は、駅前広場線の整備と毛萱街道踏切の廃止に伴い、起点、終点位置と延長の変更を行うものです。また、路線名についても釜田1号線と同様、起点、終点とも釜田地内になることから、名称を変更するものです。

⑧の曲田区画街路4号線と⑨の曲田区画街路34号線は、富岡駅前の整備に伴う路線の整理により廃止とするものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第119号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時05分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第120号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第120号 不動産の取得についての内容の説明を申し上げます。

取得を予定いたします不動産は、大和ハウス工業株式会社福島支社が本町との災害公営住宅整備事業基本協定に基づき建設整備を進めております第1期分の災害公営住宅でございます。今般建設工事が進捗いたしまして、当初の予定のとおり来年3月末までには平家建て2LDKタイプ40戸、2階建て3LDKタイプ10戸、集会所1棟並びにこれらに附属する施設及びあわせて整備いたします道路、緑道、緑地などの引き渡しが可能となることを確認できたことから、基本協定に基づき整備不動産の引き受けをいたすために当該不動産の売買契約を締結しようとするものであります。

議案第120号別紙資料をごらんいただきたいと思います。基本協定に基づきまして、大和ハウス工業株式会社が建設整備した不動産を本町が14億2,875万5,976円で買い取り、大和工業株式会社は平成29年3月31日までに引き渡すとした富岡町災害公営住宅整備事業第1期分売買契約書の案でございます。

なお、第2期分のうち戸建て住宅14戸の災害公営住宅につきましては、既存住宅の移転、取り壊しにおくれが生じ、この部分に係る建築確認申請がなされない状況から、第2期分の戸建て住宅の買い取り契約につきましては建築確認申請がなされ、建設工事の進捗を確認した後に締結してまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 建物の引き渡しということなのですが、建物に対して引き渡ししてか

ら何年間というような保障のようなものは民間はあるのですけれども、こういった場合はあるのでしょうか。あるとすればどういう部分が保障なのでしょう。その辺簡単に説明してください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えいたします。

建築物、それから整備いたしました道路、緑道等に関しましては、引き受け後1年間の瑕疵担保保障がついてございます。ただし、整備事業にかかわった会社の責めに起因するものでないものについては、そのうち使用者の故意、または過失による故障もしくは破損等々につきましてはその限りではないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の関連ですけれども、行政の建物であっても瑕疵保険は入っているのかなと思うのですが、その点1点確認します。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 瑕疵担保の保険ということですが、通常行政施設さまざまな建築物ございますが、これについては引き受け後に火災保険、その他住宅保険に入りながら管理してまいるというところが通常でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 一般でも木造であっても、鉄筋であっても、建設時に業者が掛ける瑕疵保険、地震で潰れたとかどうのこうの、そういうのにはきかないのですが、例えば雨漏りがあったとか、天井が落ちてきたとか、そういう部分に対応できる瑕疵保険はほとんど一般業者が入っているはずなのですけれども、行政はそういうのは一切入っていないということでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 建設事業者が担保すべき瑕疵については、先ほど1年と申し上げましたが、失礼いたしました。資料の8ページをごらんになっていただきたいと思えます。契約書の21条に瑕疵担保責任ということで、その2項に対象物件の引き渡しの日から5年以内ということで、5年以内に行わなければならないということは、5年以内であれば行うことができるということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

それから、今のご質問でございますが、建設事業者の瑕疵担保については今ほど申し上げたとおりでございます。それに加えて火災保険、その他について町のほうで管理上加入するというような形

をとるのが通常でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第120号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の精査等を主とするものでありますが、緊急に実施、または着手すべき復旧復興に係る経費を加えたことにより既定の予算に歳入歳出それぞれ32億485万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ261億5,242万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税1,445万円の増額は、第1項町民税において個人町民税現年課税分の収入見込みにより530万円を増額し、第4項町たばこ税につきましても現年課税分の収入見込みにより915万円を増額することによるものであります。

第11款分担金及び負担金は、第1項負担金において老人福祉施設入所負担金57万7,000円を減額するものでございます。

第12款使用料及び手数料は、第1項使用料において行政財産使用料198万1,000円の増などにより

218万2,000円を増額し、第2項手数料におきまして在宅老人短期保護手数料2万8,000円を増額したことにより合わせて221万円の増額となったものであります。

第13款国庫支出金では、第1項国庫負担金において公立諸学校建物その他災害復旧費負担金8,206万2,000円の増などにより8,305万7,000円を増額し、第2項国庫補助金において臨時福祉給付金1億1,951万4,000円の増、災害公営住宅2期分に係る福島再生加速化交付金28億578万5,000円の増などにより合わせて29億5,943万2,000円を増額し、第3項国庫委託金において事業採択に伴い、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金で7,354万8,000円を増額する一方で、事業費の確定により福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金で1億679万7,000円を減額し、合わせて3,098万8,000円を減額したことにより13款合計で30億1,150万1,000円の増額となったものであります。

第14款県支出金8,936万8,000円の増額は、第1項県負担金において保険基盤安定負担金183万5,000円を減額し、第2項県補助金において避難地域復興拠点推進交付金1,620万円の増、電源立地地域対策等交付金7,811万7,000円の増などにより合わせて9,392万4,000円を増額し、第3項県委託金において県民税徴収取り扱い交付金の増、事業終了に伴う参議院議員通常選挙委託金の減額などにより272万1,000円の減額となったことによるものであります。

第15款財産収入、第1項財産運用収入5,000円の増額は、預金利子によるものであります。

第16款寄附金629万3,000円の増額は、4ページをお開き願います。第1項寄附金において、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金などの増によるものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金2,048万6,000円の増額は、財政調整基金繰入金が6,169万3,000円の減額となる一方、電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金繰入金5,500万円の増額、福島再生加速化交付金基金繰入金2,717万9,000円の増額などによるものであります。

第19款諸収入、第4項雑入6,111万6,000円の増額は、原子力損害賠償金4,348万4,000円、建物保険金収入1,007万4,000円、後期高齢者広域連合からの負担金756万3,000円の増額などによるもので、歳入合計32億485万2,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをお開き願います。第1款第1項議会費23万8,000円の増額は、本庁舎での業務開始に伴う各種手当等23万8,000円の増額によるものでございます。

第2款総務費28億3,226万5,000円の増額の主な要因は、第1項総務管理費において電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金積立金5,500万円の増のほか、災害公営住宅2期分に係る福島再生加速化交付金基金積立金27億8,746万9,000円の増額などにより28億3,982万9,000円の増額となったことによるものであります。

そのほか第2項徴税费では、臨時雇用職員賃金などの不用額357万2,000円を減額し、第3項戸籍住民基本台帳費では庁舎移転に伴う戸籍機器の管理委託料など169万4,000円を増額し、第4項選挙費では参議院選挙経費の不用額576万2,000円を減額、第5項統計調査費及び第6項監査委員費では人件費、旅費などの不足額を補正増といたしております。

第3款民生費6,225万1,000円の増額は、第1項社会福祉費で経済対策分の臨時福祉給付金支給事業1億3,335万円の増、総合福祉センター機能回復工事4,493万6,000円の減、年金生活者に係る給付金事業の完了、他会計繰出金の減などにより合わせて8,117万5,000円を増額し、第2項児童福祉費で児童手当支給事業費の確定などにより1,657万5,000円、第3項災害救助費においても事業確定により234万9,000円をそれぞれ減額したことによるものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費3,394万3,000円の増額は、県立のふたば医療センター整備に係る土地購入費や造成工事等により5,986万円を増額する一方で、町立とみおか診療所整備工事に伴う費用確定等により2,045万1,000円を減額することなどによるものでございます。

第6款農林水産業費1億849万9,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金9,253万2,000円の増額などにより第1項農業費で1億852万4,000円の増額となったことによるものであります。

5ページから6ページになりますが、第7款第1項商工費1億7,192万1,000円の増額は商業拠点施設整備事業において、施設管理に係る支援業務委託料やごみ収集運搬業務委託料など1,342万円の増、富岡駅施設整備事業において富岡駅エレベーター設置等に係る工事等負担金1億7,000万円の増額などによるものであります。

第8款土木費1億3,342万1,000円の減額は、第1項土木管理費において発注者支援業務委託料の確定などにより558万8,000円の減、第2項道路橋梁費において道路維持管理事業費など2,999万8,000円の増、第3項河川費において河川整備に係る工事費など4,900万円の減、第4項都市計画費において特別会計への繰出金など82万1,000円の減、第5項住宅費において災害公営住宅整備に係る支障物件購入費など1億801万円の減などによるものであります。

第9款第1項消防費2,028万1,000円の増額は、常備消防経費として双葉地方広域市町村圏組合消防費負担金1,143万4,000円の増、防災事務所経費として福島県総合情報通信ネットワーク移設事業等負担金1,089万6,000円の増などによるものです。

第10款教育費1億1,687万5,000円の増額は、第1項教育総務費において今年度予算計上しておりました富岡第一中学校機能回復工事を翌年度実施としたことなどにより7,300万5,000円を減額する一方で、第6項保健体育費において総合体育館や多目的広場復旧工事等1億9,180万7,000円の増額などによるもので、第2項から第5項については事業の完了に伴い減額するものであります。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費800万円の減額は、道路橋梁施設災害復旧事業の減額によるもので、歳出合計32億485万2,000円の増額補正となっております。

次に、8ページをごらんください。第2表の継続費であります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、県立医療施設整備事業費につきましては、ふたば医療センター整備に係る測量設計や造成工事に係るもので、工期が2カ年にわたることから、総額を6,400万円、年割額を平成28年度2,400万円、平成29年度4,000万円とする継続費の設定を行うものであります。

9ページをごらんください。第3表の繰越明許費補正(1)、追加につきましては、第3款民生費、

第1項社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業、金額1億3,135万円、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農地等維持修繕工事費、金額1,550万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡駅施設整備事業、金額1億7,000万円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路整備工事費、金額1億5,400万円、第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、第一中学校復旧事業費、金額1億2,309万5,000円、同じく第6項保健体育費、事業名、多目的広場復旧工事費、金額1億9,000万円及び第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧工事費、金額1,500万円につきまして、年度をまたぎ事業実施しなければならないため、繰越明許費を設定するものであります。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（1）、追加につきましては、本庁舎の清掃業務委託に係る庁舎施設管理費を29年度当初より実施するため、限度額を3,700万円として、また指定管理による富岡町立とみおか診療所管理運営を業務委託するため、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を837万3,000円として債務負担を設定するものであります。また、以下の事業につきまして平成29年度より事業開始するため、復興の集いの限度額を2,800万円、文化交流センター館内システム賃借料の限度額を500万円、文化交流センター機械警備業務委託料の限度額を150万円、文化交流センター清掃業務委託料の限度額を3,300万円及び総合体育館機械警備業務委託料の限度額を60万円とする債務負担行為を設定するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、14ページをお開きください。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 24、25ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 26、27ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 28、29ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 43ページの下の方の仮設トイレ巡回委託料と賃借料が減となっているのですが、こちらは仮設トイレの数が減ったのかとは思いますが、どのくらい減ったのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） ただいまのご質問にお答えいたします。

仮設トイレの巡回委託料、あと仮設トイレ賃借料について減額をしておりますが、こちらにつきましては町内の仮設トイレになります。再生加速化交付金を利用してこの事業をやっておりますが、事業の申請の関係で単年度申請ということで、毎年仮設トイレの設置から撤去までの費用を含めて申請をしております。これまで継続して仮設トイレは設置しておりますので、当然設置費用がかからなくなるということで、今回12月の補正でこの分を減額をさせていただいている内容になります。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ということは仮設トイレ自体は減っていないというふうに解釈していいので

すか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） そうです。数については変更はございません。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。

来年度以降なのですが、来年度には解除するというので、その後も仮設トイレ、困難区域は別として、それ以外の解除したところは今後も残していくのか。私個人的には解除したところに仮設トイレがあること自体ちょっとおかしいかなとも思うのですが、あと上下水道も開通したりもしていますし、あと使えるトイレも大分ふえてきているのではないかと思います。

それと、公衆トイレのほうも使えるところもあると思うのですが、その辺の使える箇所がどのくらいあるのか、これからふやしていくのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在町内で岡内の中央児童公園、警察署の東公園、また旧役場の河川公園というところのトイレがありました。そちらを復旧しまして来年1月より供用開始できるように準備を進めております。そういうところもありますので、次年度以降の仮設トイレの設置につきましては全てをなくすということはちょっと難しいかもしれませんが、公共用のそういうトイレがある周辺については順次撤去をするという考えで現在進めております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。47ページの商工費の中小企業等支援で、富岡町の災害事業者再開支援事業補助金が1,500万円の減になっているのですが、これ使い勝手が悪いのかどうかということで、使う人が少ないのかどうか、ちょっとその辺の状況を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

当初で実は3,500万円ほど予算をとってございまして、国、県の事業で救われなかったのか、なかなかひっかからないものを補助しようという形で当初設立しました。ただ、今国のほうの再開準備支援交付金とか、より充実して高額なものがございまして、ほとんど全てがそちらのほうで出ていっていますので、町の今の制度ではなかなか使い勝手が悪いのか、あるいは国のがよくなったので、そちら

を使っているという状況でございます。よって、今後どういう状況になるかはわかりませんので、残しながら不要な分と思われる分1,500万円については減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、同じ補助金でダブルでは使えないということなのですが、次年度以降使い勝手がいいようにある程度見直していくなんていう考えはあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） この制度ですとダブルではできないということですので、この制度だともうほかを使ってしまえばだめだということでございます。ただ、国、県の補助の動向もあります、町のほうでももう少し工夫が必要だという認識は持っていますので、どのような補助金制度がいいのかというのはあるのですが、それも含めて今後中小企業支援どうしていくかというのをもう一度考えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第121号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 1時00分）

〔これより8番宇佐神幸一議員欠席〕

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国、県支出金等の交付見込み額に合わせ、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ6,344万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ35億3,603万9,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。それでは、71ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、国保税滞納繰り越し分の収入額減額により4万5,000円を減額するものです。

第3款国庫支出金8,684万円の増額は、第1項国庫負担金において療養給付費負担金等の交付見込み額の増により8,480万2,000円を増額し、第2項国庫補助金においては交付見込みにより財政調整交付金を203万8,000円増額することによるものです。

第6款県支出金、第1項県負担金は、交付見込みにより高額医療費共同事業費交付金411万9,000円を増額するものです。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金で1,123万7,000円を減額、保険財政共同安定化事業交付金で1,248万6,000円を減額するもので、合わせて2,372万3,000円を減額するものです。

第8款財産収入、第1項財産運営収入は、国民健康保険給付費支払い準備金積立金預金利子において、予定利率低下により3万円を減額するものです。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額等繰入金で836万3,000円を減額、職員給与等繰入金で18万5,000円を増額するもので、合わせて367万8,000円を減額するものです。

第11款諸収入は、第2項預金利子において、国保会計分預金利息の減により3万4,000円を減額するもので、歳入合計において6,344万9,000円の増額補正とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。72ページをごらんください。第1款総務費42万6,000円の増額は、第1項総務管理費で職員費の増額により93万4,000円を増額、第2項徴税费で事業完了に伴い50万8,000円を減額するものです。

第2款保険給付費40万円の増額は、第1項療養諸費と第2項高額療養費は財源更正によるもの、第5項葬祭諸費は本年度の葬祭費支払い実績から推計し、40万円を増額するものです。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、前期高齢者支援金の確定により2,000円を増額するものです。

第7款第1項共同事業拠出金は、見込み額が高額医療費共同事業医療費拠出金で257万円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金で631万9,000円の減額、合わせて374万9,000円を減額するものです。

第8款保健事業費27万9,000円の増額は、第1項特定健康審査等事業費は財源更正によるもの、第2項保健事業費27万9,000円の増額はレセプト処理件数の増によりレセプト点検委託料を増額したことによるものです。

第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払い準備基金の利息引き下げにより3万円を減額するものです。

第11款第1項予備費において、歳入歳出額調整のため6,612万1,000円を増額し、歳出合計において補正総額を6,344万9,000円の増額とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

76ページをお開きください。76、77ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を増額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ4,827万5,000円とするものであります。

93ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入予算の調整により38万7,000円を増額。

第6款第3項雑入は、原子力立地給付金収入による11万3,000円を増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。94ページをお開き願います。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の50万円の増額は、管渠の修繕などの維持管理費に不足が生じ、増額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましては、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

98ページから101ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第123号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第124号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算について内容の精査を行ったものです。

105ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、納入実績による60万円の増。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入予算の調整により124万8,000円の減。

第6款諸収入、第2項町預金利子は、実績による6,000円の増。

同款第3項雑入は、富岡浄化センター復旧工事から発生する有価物の売り払いによる64万2,000円の増であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

110ページから113ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第124号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第125号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,570万円を減額し、予算総額を歳入歳出予算それぞれ3億4,415万1,000円とするものであります。

117ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、納入実績による1万3,000円の増。

第3款第1項国庫補助金は、次年度に歳入を見込むため1億7,851万9,000円の減。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入予算の調整により9,253万2,000円の増。

第6款諸収入、第2項町預金利子は、実績による1,000円の増。

同款第3項雑入は、原子力立地給付金収入による27万3,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。118ページをお開き願います。第1款農業集落排水事業費、第1項集落排水事業費の8,570万円の減額は、事務事業費の精査により集落排水維持管理費の550万円の減、同項集落排水災害復旧事業費8,020万円の減などにより減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

122ページから125ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第126号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額それぞれ6億736万1,000円において、歳出予算のみを補正するものであります。補正の内容につきましては、支出先予算額の組み換えであります。

129ページをごらんください。歳出予算額については6億736万1,000円で、金額の補正はありませんが、当該予算の第1款第1項の事業費において、第1目土地区画整理事業費の整備費について現場精査に伴い、工事予算の組み替えを行っております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

132ページから133ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第127号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費の伸びに伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,965万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,859万4,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。137ページをごらんください。第3款国庫支出金2,309万6,000円の内訳は、給付費の伸びに伴い、第1項国庫負担金として介護給付費負担金が794万9,000円を増額、第2項国庫補助金として調整交付金及び災害臨時特例補助金が1,514万7,000円を増額いたすものです。

第4款支払基金交付金1,112万8,000円の内訳は、第1項支払基金交付金として給付費の伸びに伴い、介護保険診療報酬支払基金からの交付金として増額いたすものであります。

第5款県支出金496万8,000円の内訳は、給付費の伸びに伴い、第1項県の負担金として増額いたすものです。

第7款繰入金1,046万4,000円の内訳は、第1項他会計繰入金として職員給与費等の増額、介護給付費の増額に伴う一般会計繰入金として増額するもので、歳入において4,965万6,000円増の歳入合計15億6,859万4,000円となったものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。138ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費549万6,000円の内訳は、一般管理費としてマイナンバー、介護保険法改正に伴う介護保険情報システム改修委託料が510万1,000円の増、国保連合会との通信網整備に伴う電話線配線工事費が2万4,000円の増、そして職員給与費として37万1,000円の増であります。

第2款保険給付費4,416万円の増の内訳は、第1項介護サービス等諸費として4,040万円であり、その内容は地域密着型介護サービス給付費が3,600万円の増、特別居宅介護サービス給付費が440万円の増額であります。

同じく第2項介護予防サービス等諸費360万円増の内訳は、介護予防サービス給付費の増額であります。

同じく第3項その他の諸費16万円の増額の内容は、審査支払手数料の増額であります。

歳出におきまして、4,965万6,000円増の歳出合計15億6,859万4,000円となったものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

142ページから151ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第128号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,395万3,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。155ページをごらんください。第1款使用料及び手数料77万1,000円の減額の内訳は、大玉仮設診療所患者数の減から第1項使用料、内科外来収入92万

1,000円の減額、診断書作成の増から第2項手数料、文書料15万円の増額となったものであります。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金107万1,000円増額の内訳は、外来患者数の減等により一般会計繰入金として増額するもので、歳入において30万円の増となり、歳入合計3,395万3,000円となったものであります。

歳出についてご説明申し上げます。156ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費30万円の増額の内容は、大玉仮設診療所閉所に関する経費と職員手当等の増によるものでございまして、歳出におきまして30万円の増の歳出合計3,395万3,000円となったものであります。

説明は以上でございまして。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

160ページから165ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第129号 工事請負契約の変更についての内容をご説明申し上げます。

議案第129号別紙資料をごらんください。工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。今回工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、曲田都市計画街路4号線JR跨線橋橋台建設工事です。

工事の請負者は、鉄建建設株式会社東北支店、執行役員支店長、谷口和善です。

第1条に係る内容につきましては、後ほど詳しく別紙資料2でご説明させていただきたいと思いますが、概要といたしましては躯体基礎工であるくい長の延長及び次年度に予定しております橋上部工の架設の調整に伴うA2躯体の一部を減ずる変更設計となっております。

第2条におきましては、これらの工事の変更内容に係る工事請負代金の額としまして、税込みの金額といたしまして1,939万4,640円を増額する旨を記載しております。

第3条におきましては、第1条の変更に伴い、工事の完成工期を平成29年3月31日から平成29年5月31日に2カ月の延長を行う旨を記載しております。

その他は現工事請負契約書のとおりであります。

次に、別添議案第129号別紙資料2をごらんください。今回の変更に係る概要になります。図面の上部に朱書きで記載しております箇所が今回の変更箇所であります。

次に、図面右下に今回の変更を行う理由を記載しております。基礎工のくいの延長につきましては、各躯体の試験くい打ち込みにおいて、当初計画していたくい長さでは支持力が確保されなかったため、継ぎくいを行い、所定の支持力が得られる長さを確認した結果、3躯体とも当初のくいを延長する必要があることが判明いたしました。今回の変更は、この延長分のくいを新たに製作し、現場溶接で継ぎくいを行い、確実に支持地盤に到達させるための変更であります。

なお、当初設計では今回の躯体の支持地盤を現地盤下約9から10メートルにある標準嵌入試験で所定の嵌入に要する打ち込み打撃数が50回を超える泥岩地層を均一なものとして設計しておりましたが、試験ぐいの実施の結果より、推測となりますが、本泥岩地層は部分的に砂を多く含むものと考えられ、当初設計ではこのことを予測することはかなり困難であったものと考えております。参考といたしまして、本図面右側中ほどに設計の基礎となるボーリングデータの柱状図をお示しさせていただいております。また、今回の支持層到達のためのくいの長さの判断につきましては、実ぐいでの現場打ち込みにおけるくいはね返り長さにより必要な支持力への到達を確認し、長さを決定しております。

次に、A2橋台、線路の東側の橋台になりますが、この変更につきましては次年度橋の上部工をかける際に支障となることが判明したことにより、本箇所パラペット部を次年度に設計して架設工事で築造することとし、今回の工事数量より減じることとした変更であります。

図面左側中ほどには今回の変更に係る主な数量の増減を記載しております。また、その下には今回の変更に伴い、新たに必要となるくいを製作するための日数及びこれまでの設計精査と改めて機械を調達するために要する不足日数を精査した工事工程を記載しております。

本工事は橋長94メートルを支える重要な構造物であり、今後とも安全第一に慎重かつ確実に施工してまいりますので、議員各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第130号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

議案第130号別紙資料をごらんください。工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。今回の工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、JR富岡駅前交通広場整備工事です。

工事の請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

第1条に係る内容につきましては、後ほど別紙資料2でご説明させていただきたいと思いますが、概要といたしましてはシェルター等の建築物の基礎を改良する設計変更となっております。

第2条におきましては、これらの工事の変更内容に係る工事請負代金の額として、税込みの金額といたしまして838万800円を増額する旨を記載しております。

第3条におきましては、第1条の変更に伴い、工事の完成工期を平成28年12月28日から平成29年3月15日に2カ月半の延長を行う旨を記載しております。

その他は現工事請負契約書のとおりであります。

次に、別添議案第130号別紙資料2をごらんください。ここで、大変申しわけございませんが、本資料の一部の訂正をお願い申し上げます。本資料左下、朱書きの未行最後の付近で「平成29年5月31日」と記載しておりましたが、「平成29年3月15日」と訂正お願いいたします。申しわけございません。

それでは、ご説明させていただきます。本資料は、今回の変更に係る概要図になります。図面の左側上部の工事範囲図に朱書き矢印でお示した構造物について、本工事発注後建築行政所管に構造計算図書の審査、協議を行っておりましたが、今回これらの基礎の考え方について、構造計算上では計画壁面において確保できているものの、一般的には基礎直下5メートルの範囲内に緩い地層が存在する場合は将来的な自沈対策として基礎地盤を改良するのが通常であるとの指導を受けました。本変更は、このことを受け、これらの構造物の基礎部に係る地盤を改良をすることとしたものであり、改良手法といたしましては一般家屋でも通常的に行われている柱状セメント混合による地盤改良を採用することとし、この工事を原設計に追加するものであります。改良位置と深さについては、図面右側の朱書きでお示した箇所、深さとなっております。

なお、変更数量と今回ご説明させていただきました変更理由については図面左下に記載させていただいております。

今回の設計変更に伴う工事工程については、本図面左側に記載させておりますとおり地盤調査から工法検討、資機材の手配、また安全対策所管の高潮、津波の警報文字表示板の設置位置との調整などにより2カ月の不足日数が生じたこと及び年末年始をまたぐため、長期休暇が入ることより本工事の未工事は平成29年3月15日となっております。

なお、本工事は来年4月からのいわき富岡間の路線バスの起点地、また町内拠点間の循環バスの起点として活用する計画であることより、これらの運行開始時期に支障を来さないよう十分担当所管と調整を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。  
13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 所管なのですけれども、1点だけお聞かせください。

この図面を見ますと、7メートルの地盤高からいうと8メートルか9メートルまで改良しているのかなと思うのですが、本管のほうに支障のあった場所というのはなかったのか、これだけ細かく改良してあると。その点だけお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられておるのは、下水道の本管、現地盤より約9メートルから10メートルの位置にヒューム管を埋設させております。今回の改良につきましては、基本的に支持地盤の自沈層を改良す

るということなもので、本管に当たるところの基礎部につきましてはその本管の手前まで改良すること  
とで十分な自沈対策となることと想定し、そこでとめております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第130号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時刻と場所について申し上げます。この後直ちに1階会議室において、ま  
ず最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開会していただき、その後原子力発電所等に関する  
特別委員会の開会をお願いします。終わりましたら、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会  
の順で開会していただきますようお願いいたします。

それでは、14時10分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時53分）

---

再 開 （午後 2時07分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第4、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第47号、平成28年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳

美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後1時55分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 教育委員会に関する件、(8) 出納室に関する件、(9) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告48号、平成28年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後1時55分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全対策課に関する件、(7) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員6人、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第49号、平成28年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後1時58分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第50号、平成28年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後1時57分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を副委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会副委員長（堀本典明君） 報告第51号、平成28年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会副委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後1時56分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、1名、説明のための出席者、なし、職務のための出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会副委員長より報告がありましたが、副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、副委員長報告のとおり決しました。

---

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため、動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして平成28年第14回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時17分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男